

Think
MIRAI

小田原から未来を考える

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

小田原市は持続可能な開発目標 (SDGs) を推進しています。

第3次小田原市環境基本計画

令和4年度～令和12年度



森里川海の恵みを未来へ継承する
持続可能な環境共生都市 小田原



令和4年7月

小田原市

はじめに

小田原は、首都圏にありながらも、森里川海が「ひとつらなり」となった豊かな自然環境を有し、その恩恵を受けることで地場産業や城下町としての長い歴史・地域文化を生み出しながら、人々の生活となりわいを発展させてきました。



しかしながら、地球温暖化の進行による地球規模での自然災害の深刻化、人口減少や高齢化の進行による担い手不足、山林の荒廃や耕作放棄地の増加など、現代における環境問題は厳しさを増し、これらに対応した施策が急務となっています。

こうした中、本市では、「第6次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」」を令和4年3月に策定し、2030年に目指す小田原の姿として「世界が憧れるまち“小田原”」を将来都市像に掲げ、「生活の質の向上」「地域経済の好循環」「豊かな環境の継承」の3つをまちづくりの目標とし、「行政経営」「公民連携・若者女性活躍」「デジタルまちづくり」を推進エンジンとして回していくこととしました。

このまちづくりの目標の1つである「豊かな環境の継承」の実現に向けて具体的な施策を推進していくため、新たに「第3次小田原市環境基本計画」を策定しました。

本計画は、「森里川海の恵みを未来へ継承する 持続可能な環境共生都市 小田原」を望ましい環境像に掲げ、急激に変化している地球環境に対し、脱炭素社会の推進や省資源・循環型社会への移行といった、人々のライフスタイルの変革が大きく求められる時代において、人々と環境が対峙することなく、気候変動にも対応した持続可能な環境共生社会の実現を目指していくものです。

「環境」というと、いわゆる我慢や義務感など日常生活のネガティブな面が強調されますが、「環境」に対し行動することで、私たちの生活がより豊かで潤いのあるものとなり、「経済」や「社会」においても同時に利益となるようなことが非常に重要です。

時代の変革期と言われる現代において、人々のライフスタイルをポジティブに転換し、すべての人々が環境と共生できる社会を目指していくことが、将来にわたって豊かな環境を持続的に継承していくことに繋がると考えています。

また、脱炭素や資源循環、自然共生など環境の取組を進めていくうえで、市民・事業者・団体などと行政とが積極的に連携する「公民連携」により課題解決を図っていくことが何よりも重要であります。

今後も、より一層の連携強化を図り、取組を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年7月

小田原市長

守屋 輝彦

目次

第1章 環境基本計画の基本的事項

1 基本的な枠組み	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画の目的	7
(3) 計画の策定根拠と位置付け	7
(4) 計画期間	9
(5) 環境の範囲	9

第2章 小田原市の現況、課題、市民意識

1 小田原市の現況	11
(1) 位置、人口動態	11
(2) 自然環境	12
(3) 土地利用、交通機関	15
(4) 産業、歴史、文化、景観	17
2 これまでの成果と課題	19
(1) 環境保全の意識の向上と活動	19
(2) 地球温暖化対策の推進	21
(3) 循環型社会の形成	23
(4) 自然環境の保全	25
(5) 生活環境の保全	27
3 環境に対する市民意識	29

第3章 望ましい環境像、取組の方向性、計画の体系

1 望ましい環境像	33
2 取組の方向性	35
3 計画の体系	39

第4章 望ましい環境像を実現するための施策

1 地域循環共生圏の構築（施策1）	42
2 多様な主体の育成・活躍の推進（施策2）	45
3 脱炭素（施策3）	47
4 資源循環（施策4）	50
5 自然共生（施策5）	53
6 生活環境保全（施策6）	58

第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制	62
2 計画の進行管理	63

資料編	65
1 計画策定の経緯	67
2 小田原市環境審議会委員	68
3 小田原市環境基本計画の策定について（諮問）	70
4 小田原市環境基本計画の策定について（答申）	71
5 市民意見（パブリックコメント）の概要	74
6 環境行政のあゆみ（条例、計画等の変遷）	75
7 環境保全に関する諸条例	77
8 環境行政に係る個別・関連計画一覧	80
9 主な取組における事業一覧	83
10 用語集	95

第1章 環境基本計画の基本的事項

1 基本的な枠組み

(1) 計画策定の背景

〔これまでの小田原市の環境に対する取組〕

本市の環境行政は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染などの公害の対策から始まりました。

その後、平成7（1995）年を本市の「環境元年」とし、「小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例」など、環境関連の諸条例を制定することで、環境施策の体制を整えました。

第1次小田原市環境基本計画（平成10（1998）年3月策定、計画期間：同年4月～平成23（2011）年3月）（以下「第1次環境基本計画」という）においては、これら条例に基づく運用とともに、時代の要請に応じた環境に対する取組を進めてきました。

例えば、ごみの発生抑制や資源のリサイクルを進めるため、分別区分の9分別18品目への変更、指定ごみ袋制の導入や粗大ごみのコール制収集に加え、平成22（2010）年度からは段ボールコンポストによる生ごみの堆肥化を推進し、燃せるごみの削減に努めてきました。

また、大気汚染対策のため排気ガスを抑えた低公害車の普及促進など、市内事業者と連携した取組を進めてきました。

第2次小田原市環境基本計画（平成23（2011）年12月策定、計画期間：平成23（2011）年度～令和4（2022）年度）（以下「第2次環境基本計画」という）においては、地球温暖化防止などの地球規模の環境課題に対し、これまで以上に市民、事業者、行政のパートナーシップが必要とされ、協力体制を築いて取組を進めました。特に、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を契機に、公民連携によるエネルギーの地域自給の取組を進めてきました。

また、森里川海オールインワンの環境を有する本市の豊かな自然環境を保全するため、多様な主体との連携による環境活動の推進を図り、市民力を高めてきました。

〔環境を取り巻く社会情勢の変化〕

第2次環境基本計画を改定した平成29（2017）年度から令和4（2022）年度までにおける、世界・国及び本市の主な動向は次のとおりです。

○世界・国の主な動向

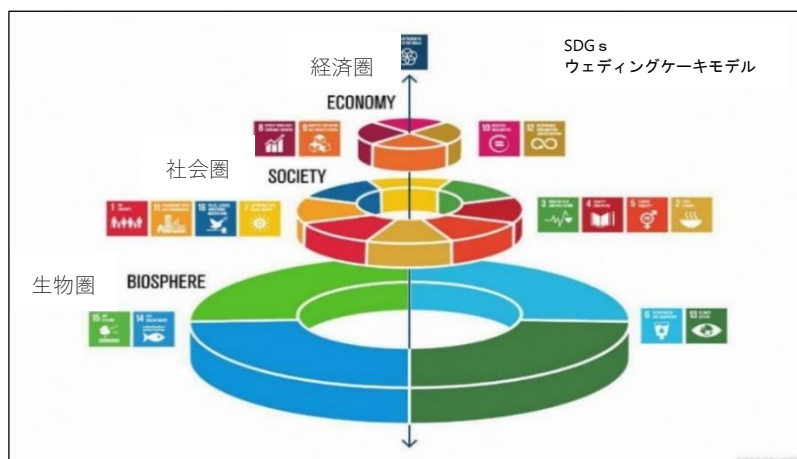
◆持続可能な開発目標（SDGs¹）の実現

平成27（2015）年9月の国連サミットにて、世界共通の開発目標としてSDGsが掲げられました。持続可能な社会の実現のための17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓い、令和12（2030）年までの達成を目指しています。

1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィット²を目指すという特徴を持っています。



17の目標を分野別（経済圏、社会圏、生物圏）にみると、右図のとおりとなっており、環境に係る生物圏が、全体を広く支える基盤となっています。



ヨハン・ロックストーム氏（ストックホルム・レジリエンスセンター所長）の図

¹ Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。国連に加盟する193の全ての国が賛同して採択された、世界共通の開発目標で、「誰一人取り残さない持続可能な社会」の実現のため17の目標を定め、2030年までの達成を目指している。

² 様々な分野、複数の箇所における利益、恩恵、便益のこと。

◆国による第五次環境基本計画の策定（平成 30（2018）年 4 月）

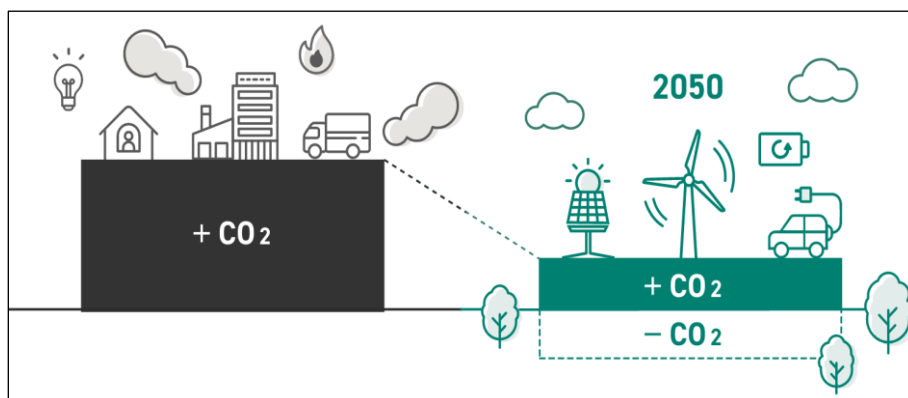
環境政策が果たすべき役割として、あらゆる観点からのイノベーション³の創出と、経済・社会的課題の同時解決により、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」に繋げていくこととしています。

また、各地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されるという「地域循環共生圏⁴」を創造していくことを目指すとしています。

◆地球温暖化防止のため脱炭素社会⁵の実現

令和 2（2020）年 10 月に、国は 2050 年カーボンニュートラル宣言を行い、また、令和 3（2021）年 4 月には、2030 年に温室効果ガス⁶排出量を 2013 年比で 46%削減することが表明され、2050 年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロとする脱炭素社会、カーボンニュートラルの実現を目指すこととされました。

また、令和 4（2022）年 4 月には地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、地域による脱炭素化促進のための事業を推進する仕組みなどが追加されたことにより、地域による脱炭素化を加速する取組が進められています。



カーボンニュートラルの実現（環境省 HP より）

³ 革新的なモノ・コト・仕組みなどによって、これまでの常識が一変するような新たな価値を創出すること。

⁴ 各地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

⁵ 地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出量を全体としてゼロとするカーボンニュートラルを目指す社会のこと。

⁶ 太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類等がある。

◆海洋プラスチックごみの問題

プラスチック製の容器や包装類、ペットボトルなどが適切に処分されなかったり、ポイ捨てされたりすることで、街中や山林から河川を通じ海へ流され、海洋プラスチックごみとなり、海の環境や生態系に影響を与えることが懸念され、地球規模の問題となっています。

プラスチックの使い方・捨て方について考えていく必要があります、レジ袋や使い捨てプラスチック製品の使用削減などの取組が進められています。

国では、ポイ捨て撲滅を徹底したうえで、 unnecessary ワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、「プラスチックとの賢い付き合い方」を全国展開するキャンペーン、「プラスチック・スマート⁷」を実施しています。



プラスチック・スマート ロゴマーク

○小田原市の主な動向

◆地域循環共生圏づくりプラットフォーム団体に選定（令和元（2019）年5月）

環境省の「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業⁸」の活動団体に選定され、令和元（2019）年度から令和2（2020）年度の2年間支援を受け、地域エネルギー事業を介して自然環境の保全・再生活動に必要な人材や資金を循環させる仕組みの構築に向けて取り組みました。

◆SDGs未来都市、モデル地域に選定（令和元（2019）年7月）

これまでの本市の取組と未来への道筋が評価され、令和元（2019）年7月に国の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定され、SDGsの推進に向けて、人の力を重視し、現場での実践と学びを循環させる取組やSDGsの理念に賛同した企業、大学、法人等の「おだわらSDGsパートナー」と協力した取組によって、様々な課題解決を進めています。

⁷ 世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人、自治体、NGO、企業、研究機関など幅広い主体が連携共同して取り組みを推し進めることを目的とした環境省のキャンペーンで、本市も参加表明している。

⁸ 地域の実情に応じた地域循環共生圏の創造に取り組み、「地域循環共生圏づくりプラットフォーム」を構築することを目的とした環境省の事業。

◆2050年ゼロカーボンシティを表明（令和元（2019）年11月）

国や神奈川県内の自治体に先駆けて、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を表明し、地球温暖化防止のため、脱炭素社会実現に向けた取組を加速させていくこととしました。

◆小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言（令和2（2020）年10月）

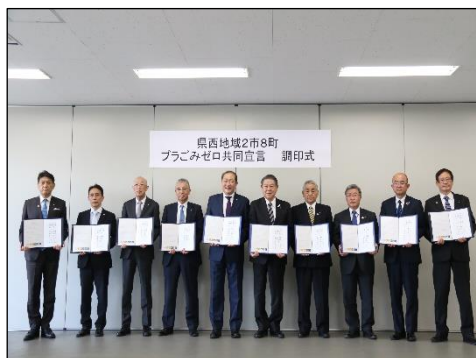
もはや「気候危機」と呼ぶべき事態となった気候変動に対し、令和2（2020）年10月27日に、小田原市、箱根町の両首長、両議会議長、両自治会組織、小田原箱根商工会議所の7団体が共同で、ワンチーム宣言を行いました。



小田原市ほか6団体による宣言

◆県西地域2市8町プラごみゼロ共同宣言（令和4（2022）年2月）

神奈川県の県西地域2市8町（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）で、海洋プラスチックごみ問題に地域全体で取り組むため、令和4（2022）年2月22日に「県西地域2市8町プラごみゼロ共同宣言」を行いました。



2市8町の首長による共同宣言

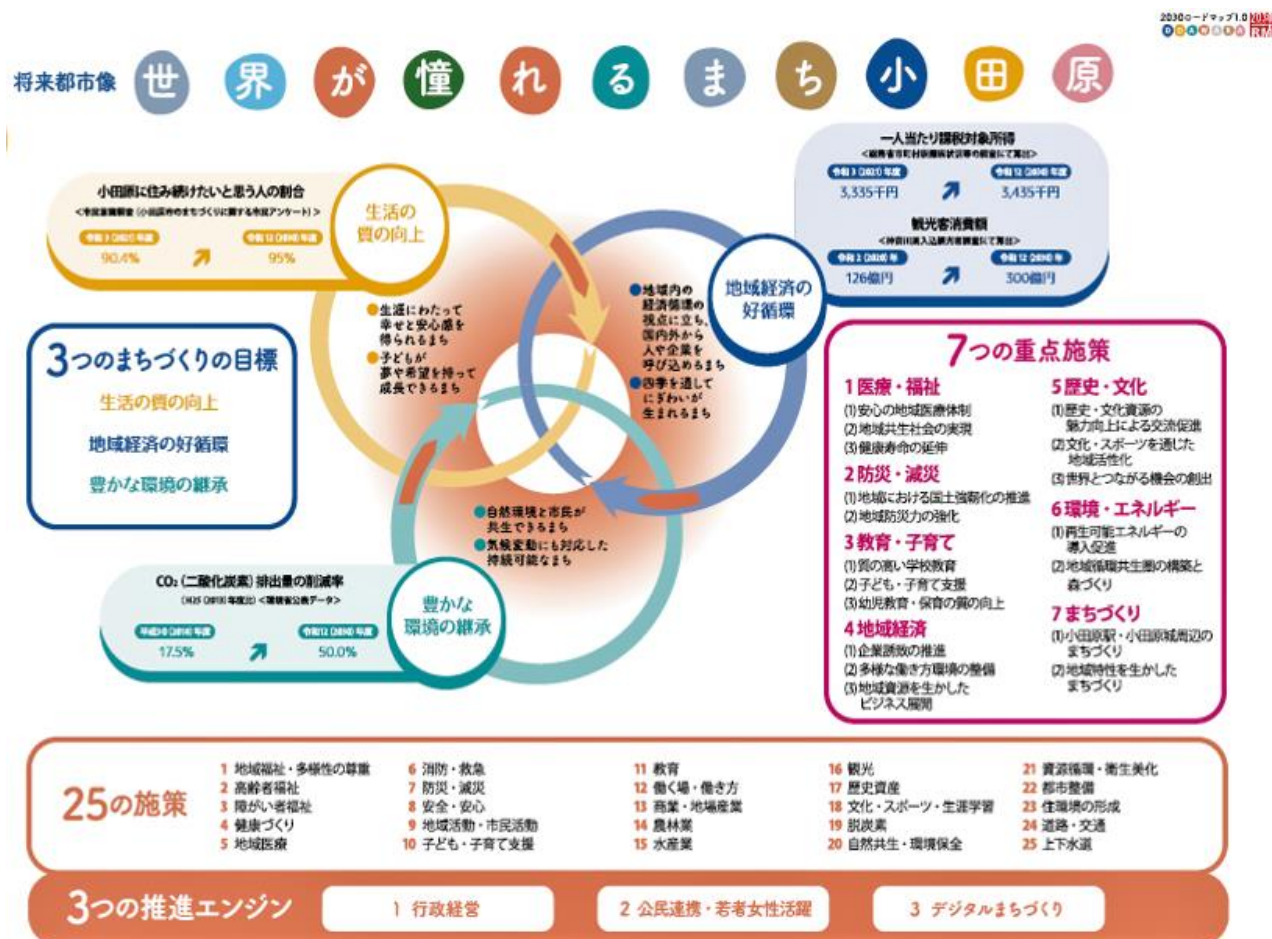
この宣言により、プラスチックごみ削減に向け、意識啓発のための情報発信やクリーン活動、共同での環境教室開催などを連携して実施していきます。

【今後の小田原市全体の取組】

世界中の人が行ってみたい、住んでみたいと憧れ、全ての市民が安心して快適に暮らし続けることができる「世界が憧れるまち“小田原”」を2030年に目指す小田原の姿、将来都市像に掲げ、その実現に向けた「第6次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」(以下「第6次総合計画」という。)」を令和4(2022)年3月に策定しました。

この将来都市像実現に向け、SDGsの視点も踏まえつつ、「生活の質の向上」「地域経済の好循環」「豊かな環境の継承」の3つのまちづくりの目標を定めています。

「豊かな環境の継承」を土台に、「生活の質の向上」と「地域経済の好循環」の両輪を、まちづくりの推進エンジンである「行政経営」、「公民連携・若者女性活躍」、「デジタルまちづくり」によって、持続的に回していくものとしています。



第6次総合計画 「2030 ロードマップ 1.0」より

基本構想において、「豊かな環境の継承」については、「自然環境と市民が共生できるまち」「気候変動にも対応した持続可能なまち」を2030年の目指す姿としており、実行計画のなかで、環境分野については、重点施策として「6 環境・エネルギー」を、施策として「19 脱炭素」「20 自然共生・環境保全」「21 資源循環・衛生美化」を位置付けています。

(2) 計画の目的

これまでの環境に対する取組や現代の社会情勢を踏まえ、本市の将来都市像である「世界が憧れるまち“小田原”」や、まちづくりの目標の一つである「豊かな環境の継承」の実現に向けて、今後の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に「第3次小田原市環境基本計画（以下「第3次環境基本計画」という。）」を策定するものです。

なお、第2次環境基本計画の計画終了期間は令和4年度となっていますが、第6次総合計画との整合を図るため、第3次環境基本計画を令和4年度から開始することとします。

(3) 計画の策定根拠と位置付け

〔計画の策定根拠〕

第3次環境基本計画は、「小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例」第2条に定められた環境政策の理念の実現に向け、同条例第7条に基づき策定されるものです。

小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例（抜粋）

（環境の保全等に関する政策の理念）

第2条 市の環境の保全等に関する政策の理念は、次のとおりとする。

- （1）健全で豊かな環境のもたらす恵みは、現在及び将来にわたって持続的に享受されるべきものであること。
- （2）市、市民及び事業者は、大気、水、緑等の環境資源が有限であるとの認識のもとに、協同してその適正な管理に努めるべきものであること。
- （3）市の施策は、地球規模の環境問題に配慮し、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨として実施されるべきものであること。
- （4）環境の保全等に関する施策は、環境の変化に迅速かつ的確に対応できるよう科学的かつ総合的に実施されるべきものであること。

（環境基本計画）

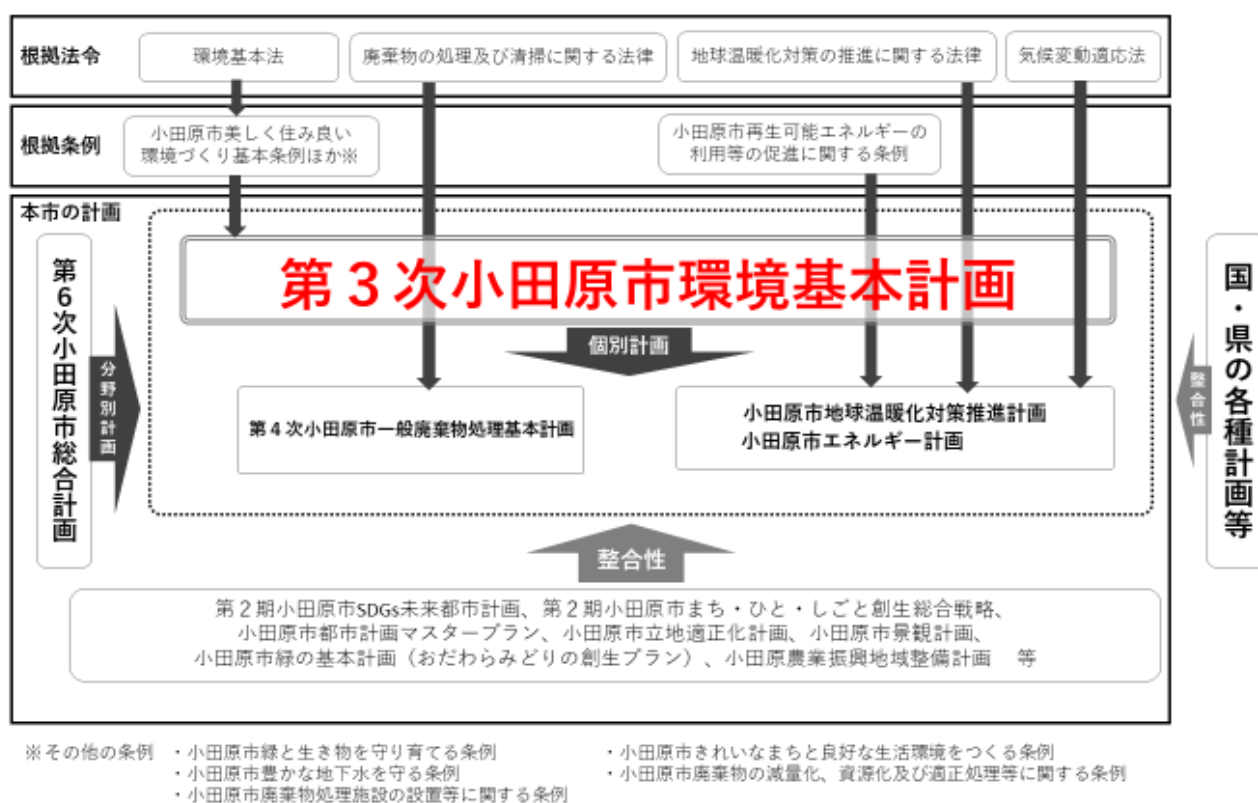
第7条 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づく基本構想を踏まえ、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

〔計画の位置付け〕

第3次環境基本計画は、第6次総合計画の環境分野における個別計画として位置付けています。

また、第3次環境基本計画の個別計画として、第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画と小田原市地球温暖化防止対策計画・小田原市エネルギー計画を位置付けています。

このほか、小田原市SDGs未来都市計画や小田原市緑の基本計画など、市のまちづくりに関する諸計画や国・県の各種計画と整合を図っています。

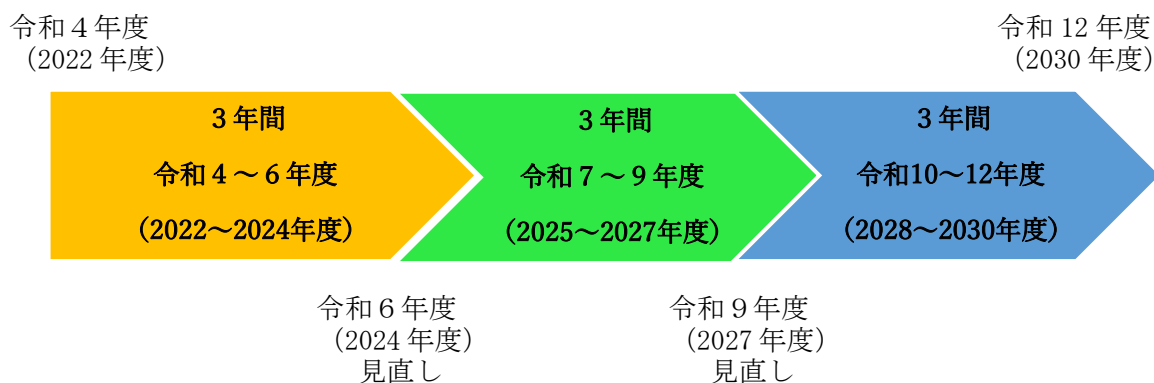


計画の関係の図

(4) 計画期間

計画期間は、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までの9年間とします。

また、9年間の計画期間のうち、第6次総合計画の実行計画の期間にあわせ、令和6（2024）年度及び令和9（2027）年度に見直しをすることとします。

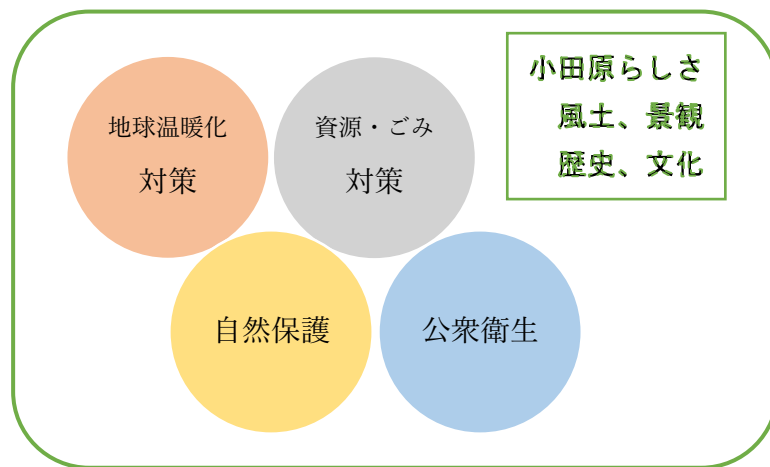


(5) 環境の範囲

計画の対象とする環境の範囲については、分野的な範囲と空間的な範囲をあわせた範囲とします。

〔分野的な範囲〕

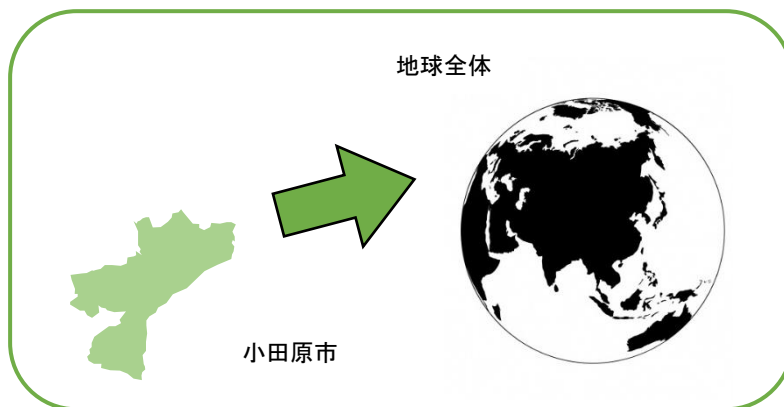
地球温暖化対策、資源・ごみ（廃棄物）対策、自然保護、公衆衛生などの範囲から、小田原の風土、景観、歴史、文化など、小田原らしさを形成するものまでを含めた範囲を、分野的な範囲とします。



分野的な範囲

【空間的な範囲】

市内の地域的な環境要素（ミクروسケール）から、周辺市町との広域連携、地球全体に広がる環境要素（マクروسケール）までの範囲を、空間的な範囲とします。



空間的な範囲

第2章 小田原市の現況、課題、市民意識

1 小田原市の現況

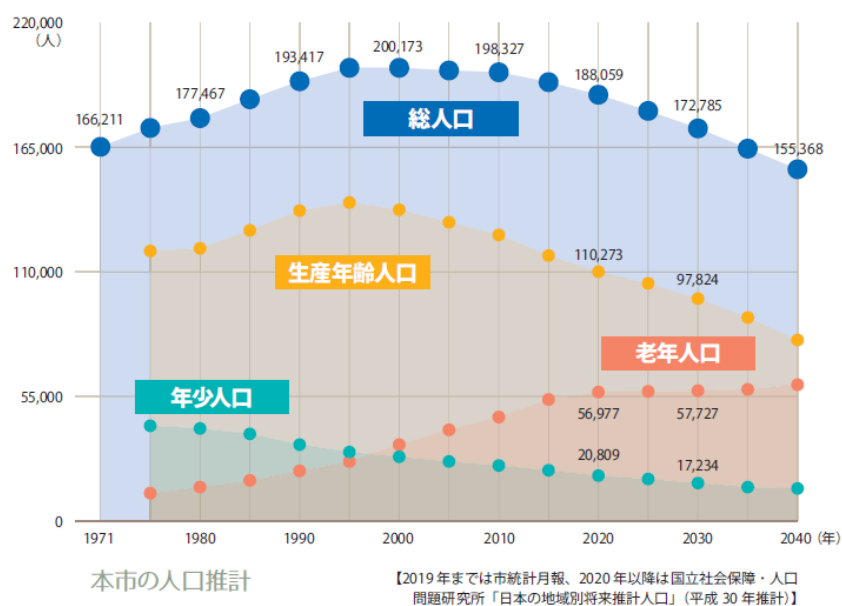
(1) 位置、人口動態

【位置】

本市は神奈川県の南西部、東京都心部から南西へ約70kmの距離に位置します。市域は、東西17.5km、南北16.9km、面積は県全体の4.7%に当たる113.60km² (11,360ha)で、横浜市・相模原市・川崎市に次いで県内4番目の広さを有しています。市域の南西部は真鶴町・湯河原町・箱根町、北部は南足柄市・開成町・大井町、東部は中井町・二宮町にそれぞれ接しています。

【人口動態】

本市の総人口は、全国的な人口動向と同様に、平成11年(1999年)の200,692人(各年10月1日比較)をピークに減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所による令和12年(2030年)の推計人口は17.3万人となっており、2015年から2045年にかけての年齢(3区分)別人口構成の推計は、老年人口(65歳以上)が9.8%増加する一方で、生産年齢人口(15歳～64歳)は36.8%減少、年少人口(0歳～14歳)は38.7%減少するとされています。また、本市の外国籍住民については令和2年では2,584人となっており、平成28年から令和2年までの直近の5年間で728人増と増加傾向にあります。



第6次総合計画「2030ロードマップ1.0」人口シナリオより

(2) 自然環境

〔小田原市の特徴 ～ひとつらなりとなった森里川海と街～〕

本市は相模湾に面し、沖を流れる黒潮の影響を受けて温暖な気候条件を有しています。年平均気温は、摂氏 16 度程度で、夏は東京よりも涼しく、冬は東京よりも暖かい傾向にあります。背後に箱根外輪山などの高い山々をひかえているため、南からの湿った大気が上昇気流となり、年間 2,000 mm 程度の降水量があります。

首都圏でありながら、コンパクトに、森里川海がひとつらなりとなった豊かな自然環境があり、その恵みが受け継がれ、人々の生活・文化・なりわいが成り立っているといえます。(平成 29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度までに本市が実施した自然環境調査による。)

◆森(もり)

箱根の標高 1,000m 級の高山から広がる市西部の山地に「森」があります。

箱根山地や曾我丘陵には、広大なスギ・ヒノキの人工林や二次林⁹、ミカン畑、部分的には常緑広葉樹や落葉広葉樹の自然度の高い樹林地が残されています。



特に片浦地区や久野地区には多くの動植物が存在する貴重な森林環境が保たれています。

しかし、林業を取り巻く経済情勢が厳しいことから、林業の生産活動が停滞し、人工林の間伐¹⁰等の手入れが不足することが懸念されます。

手入れが不足した人工林は生態系を単純化させ、水分を貯えるかん養機能¹¹の低下にもつながります。

間伐や保育等の手入れは繰り返しての対応が必要となることから、適正な保育管理が重要な課題となっているとともに、林齢の高い森林の比率が高まっていることから、適切に木材の利用を図りつつ、森林の持つ多面的機能を十分発揮できるように、健全な森林の管理育成を図ることが重要です。

⁹ 伐採や山火事などによって破壊された後、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林。

¹⁰ 森林の混み具合に応じて、樹木の一部を伐採し、残った木の成長を促す作業。

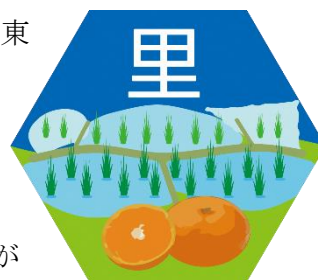
¹¹ 森林の土壌が雨水を地中に浸透させ、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

◆里（さと）

水田や丘陵、梅やみかんの果樹園が広がる「里」は市東部に多く、ここ40年ほどで最も変化の大きい環境です。

農業や人の生活の営みと共にあり、原風景が見られる場所でもあるため、残していきたい資源の一つです。

都市化に伴う開発などにより、野猿やシカ、イノシシが人里に出没し、農作物や市民生活に被害を与えています。また、外来生物のハクビシンやアライグマの生息が確認され、生物相¹²の変化が懸念されています。



◆川（かわ）

市のほぼ中央を流れる二級河川の酒匂川をはじめ、早川、森戸川など豊富な水系を有しています。

河川はその周りに砂地や草地など様々な環境を生みます。このほか、市内で完結する川や、水田には多くの用水路などもあり、市内のいたる所にある水辺は、鳥、魚、昆虫などの大切なすみかとなっています。

酒匂川は関東有数の鮎釣り場であり、河岸にはサイクリングコースやスポーツ広場が整備され、河口はマリンスポーツなどを楽しむ人で賑わうなど、市民のレクリエーションの場として活用されています。

さらに、酒匂川による沖積平野¹³は、豊富な地下水に恵まれ、自噴井戸地域も見られます。この豊かで良質な地下水は、市民の飲料水及び工業用水に利用されています。

一方、酒匂川上流部におけるダムの建設と各河川の砂防工事の整備に伴う河川からの土砂流入の減少などにより、海岸が侵食されています。砂浜の後退と消失は、自然景観や親水空間を喪失させたり、海岸構造物に影響を与えたりするだけでなく、後背地に津波や高潮の被害をもたらす恐れもあります。

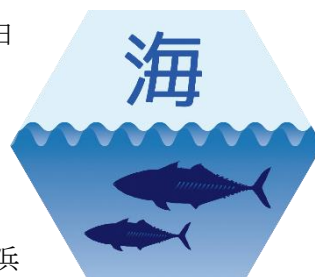


¹² 特定の地域に生息・生育する生物の種類組成のこと。「植物相」（特定の地域に生育する植物の種類組成）と「動物相」（特定の地域に生息する動物の種類組成）を合わせた概念。

¹³ 河川によって運搬された碎屑物が、山地間の谷底や、山地を離れた平地、河口、さらに沖合にかけて堆積して平野となったもの。

◆海（うみ）

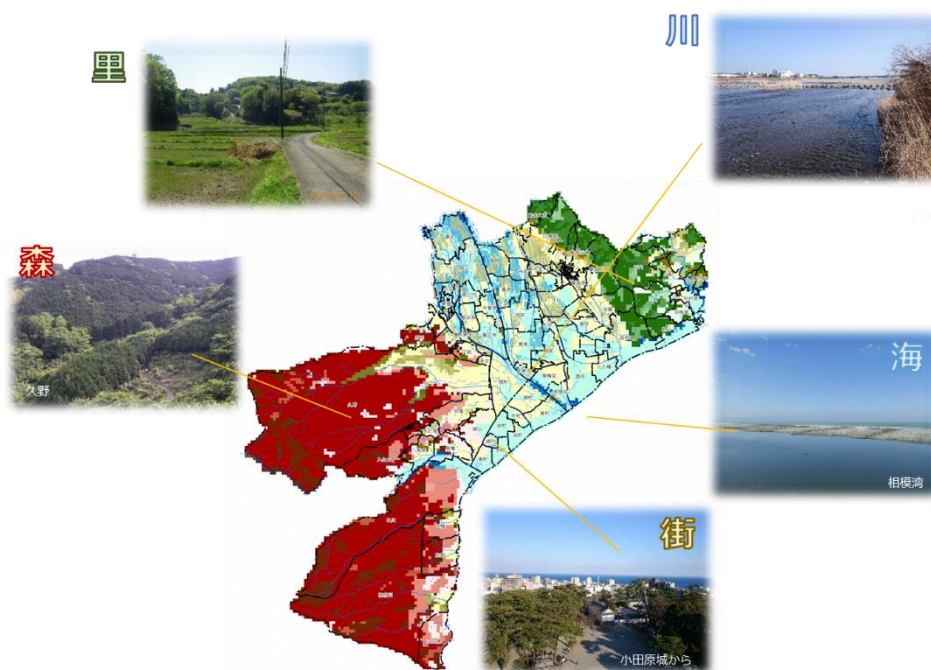
海岸から約10kmで水深1,000mに達する相模湾は、日本三大深湾の一つです。多くの魚種が集まりやすく、地形を生かした定置網漁業が有名です。市内に4つの漁港があり、新鮮な魚介類が小田原漁港を中心に水揚げされています。延長約22kmの海岸線を有し、御幸の浜や江之浦海岸が海水浴場として利用されています。



また、海岸に面した砂浜は貴重な自然で、砂浜特有の植物が自生しています。

◆街（まち）

住宅街や小田原駅周辺にも多数の巨樹・巨木があることや、たくさんの神社や寺院があることで、街中にも緑が点在していることが特徴です。身近な自然は、人にとっても生き物にとってもいこいの場となっています。

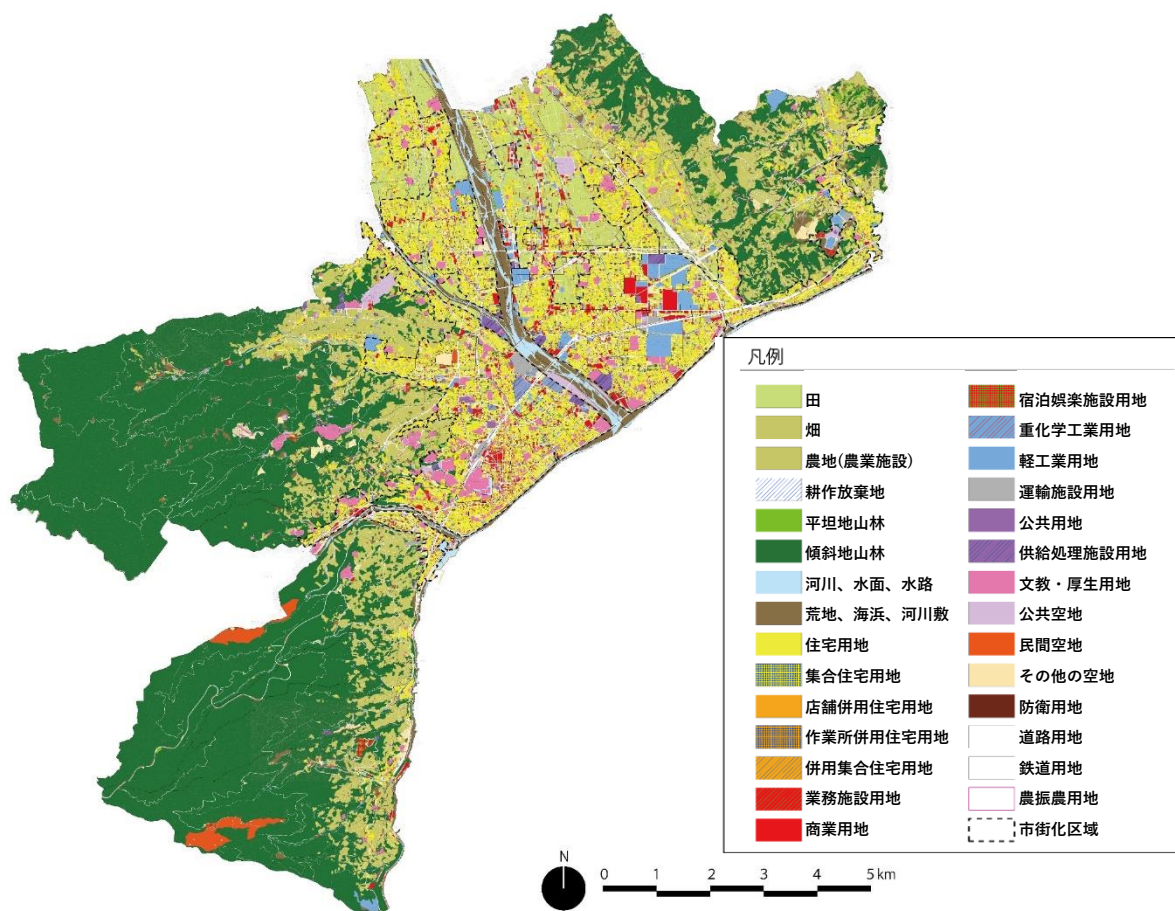


小田原市 森里川海と街の分布

(3) 土地利用、交通機関

〔土地利用〕

市域の東部に大磯丘陵、西部に箱根外輪山の東斜面が広がる本市では、市域全体の約4割が山林となっています。また、中央平野部の北部を中心に広がる農地は、市域全体の約2割を占めています。住宅用地や業務・商業用地、工業用地等の都市的土地利用は、相模湾に近い足柄平野の南部を中心に広がっており、市街化区域の約9割を占めています。



土地利用現況図

〔交通機関〕

本市には、東西方向に国道 1 号や国道 135 号、小田原厚木道路、西湘バイパスなど、南北方向に国道 255 号や県道 74 号などの道路が整備されています。

鉄道は、JR 東海道本線・JR 東海道新幹線・JR 御殿場線・小田急小田原線・箱根登山線・伊豆箱根鉄道大雄山線の 6 路線が乗り入れており、市内に 18 の鉄道駅を有しています。特に大正 9（1920）年に開設された小田原駅は、現在、JR 御殿場線を除く 5 路線が乗り入れ、県西部の中心となるターミナル駅となっています。

路線バスは、小田原駅などを起点とする路線を中心に箱根登山バス・伊豆箱根バス・富士急湘南バス・神奈川中央交通の 4 社が運行しています。



相模湾を望む JR 東海道本線

(4) 産業、歴史、文化、景観

〔産業〕

本市の産業種別の特徴として、県内他市町村に比べ、水産加工業や木工業などの伝統産業に類する製造業、宿泊業・飲食サービス業の割合が比較的高い点が挙げられます。

〔歴史〕

神奈川県西部に位置する本市は、温暖な気候と天下の険として名高い箱根に連なる山々、相模湾、酒匂川などからなる変化に富んだ風光明媚な自然、小田原城跡をはじめとする由緒ある豊かな歴史的資源に恵まれた地域です。

鎌倉時代後期には、東海道の宿場町として、また戦国期以降は城下町として、人・ものが行き交う交通の要衝として賑わいを見せました。

明治後期から大正・昭和初期にかけては、別荘地・保養地としても注目を集め、明治の元勳である山縣有朋、三井物産創始者の益田孝、近代を代表する詩人の北原白秋など多くの政財界人や文化人たちが別邸などを構えた歴史があり、現在も板橋周辺地区には多くの別邸が現存しています。



小田原城



板橋周辺地区の別邸（松永記念館 老櫓荘）

〔文化〕

戦国期の北条時代から江戸時代にかけては、優れた職人技術と豊かな自然の恵みが融合し、蒲鉾^{かまぼこ}や干物などの水産加工業や梅干しなどの農産加工業、小田原漆器をはじめとする木工業といった小田原固有の文化の源泉となる伝統産業が発達しました。

また、自然環境豊かで温暖な気候により、明治の邸園文化¹⁴が開花し、小田原三大茶人（益田孝、野崎廣太、松永安左エ門）をはじめ、茶道文化も盛んになっています。



小田原蒲鉾（かまぼこ）



小田原漆器

〔景観〕

恵まれた自然環境や歴史的な基盤のうえに、鉄道の結節点という交通の利便性などを背景として、市街化や工場の立地などが進み、神奈川県西部地域の中核都市として発展してきました。

このような自然風土や歴史的・文化的遺産、優れた交通条件をもつ本市には、この地に生活する人々、また訪れる人々の心に潤いとやすらぎを与える景観が市内の随所に形成されています。

田園や丘陵地、山並みなどが織りなす自然的な景観と、足柄平野に広がる商業・業務地や住宅地などの市街地で構成される都市的な景観により、小田原の景観が形成されています。



富士山と曾我梅林

¹⁴ 本市には明治時代以降に政財界人や文化人が多く移り住み、邸宅と庭園が一体の別荘や別邸が多く造られたことから、当地での生活や交流により培われた営みを「邸宅」と「庭園」を合わせた造語として邸園文化と総称している。

2 これまでの成果と課題

第2次環境基本計画における5つの目標ごとの「これまでの主な取組と成果」、「成果を示す値（成果指標）」、「今後の課題」は次のとおりです。（第2次環境基本計画 総括評価報告書より抜粋）

それぞれの課題について、第3次環境基本計画の取組に反映し、解決を図っていきます。

(1) 環境保全の意識の向上と活動

〔これまでの主な取組と成果〕

参加と協働により多様な主体が環境を守り育てるまちを目指すため、「環境情報の共有と環境保全意識の向上」及び「環境の保全・再生活動の促進」を柱にして施策に取り組みました。

「環境情報の共有と環境保全意識の向上」では、様々な主体と連携・協働した出前講座の実施など継続的な環境学習の機会の提供や、メールニュースによる環境イベント情報等の定期的な配信、地球環境保全協定¹⁵企業との情報交換などを行いました。

「環境の保全・再生活動の促進」では、市民・事業者・市のパートナーシップの構築を進め、市民団体と協働した生ごみの堆肥化事業や、環境再生プロジェクト¹⁶の実施などを後押しし、環境活動に対する市民や事業者の主体的な参画を促しました。

さらに、環境活動団体や地域などの連携・協働を一層促進していくためのプラットフォーム組織として、平成27年度に「おだわら環境志民ネットワーク¹⁷」が設立され、当団体が核となって、森里川海それぞれの分野で活動する環境活動団体の情報や活動などの共有・連携が開始されました。

このような取組により、活動する主体が互いに連携し協力出来る体制（プラットフォーム組織）が整備され、多様な主体が参加し活動しやすい土壌が生まれ、環境活動の促進において一定の成果があったものと考えられます。



おだわら環境志民ネットワーク

¹⁵ 地球温暖化防止と循環型社会の構築に向けて、事業者と市が共同で取り組むために取り交わす協定。

¹⁶ 市民の身近な環境（環境美化活動、緑化活動、里地里山や生態系の保存など）を市民の力で育てるために、仕組みづくり、人材発掘方策及び支援方策を検討・構築する市民主体のプロジェクト。





¹⁷ 環境団体・企業・個人の連携・協働を支援し、環境との共生に向けた市民活動の活性化を目指す組織。

〔成果指標〕





「各種環境啓発イベントへの参加団体数」や「環境団体が主催する活動数」、「環境保全活動団体数」は目標値を達成しましたが、「環境団体が主催する環境講座・イベントの実施回数」は目標値に達していません。

その要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施出来なかったものや、これまでフィールドで行っていた講座等をオンライン等による開催としたものは含まれないためと考えられます。

環境情報の共有と環境保全意識の向上

成果指標 (単位)	平成21年度 (基準)	令和2年度 (実績)	令和4年度 (目標)	達成度合
各種環境啓発イベントへの参加団体数 (団体)	27 団体	 47 団体	35 団体	 達成
環境団体が主催する環境講座・イベントの実施回数 (回)	12 回	 9 回	25 回	 未達成

環境の保全・再生活動の促進

成果指標 (単位)	平成21年度 (基準)	令和2年度 (実績)	令和4年度 (目標)	達成度合
環境団体が主催する活動数 (回)	610 回	 739 回	730 回	 達成
環境保全活動団体数 (団体)	126 団体	 164 団体	150 団体	 達成

〔今後の課題〕

プラットフォーム組織の機能強化を図り、多様な主体による環境活動が持続可能なものとなるよう、地域循環共生圏の考え方を取り入れながら、様々な環境分野において人や資金が循環する仕組みを構築していく必要があります。

(2) 地球温暖化対策の推進

〔これまでの主な取組と成果〕

低炭素社会を構築し、地球温暖化問題に地域から取り組むまちを目指すため、「地球温暖化対策の推進」を柱にして施策に取り組みました。

「地球温暖化対策の推進」に向けて、温室効果ガスを大幅に削減するため、日常生活における環境配慮行動を促す省エネ研修や家庭向けの設備導入補助、企業向けの情報提供、公民連携による低公害車の普及促進などに取り組みました。

さらに、東日本大震災以降、「エネルギーの地域自給による持続可能なまち」の実現に向けて、エネルギー政策の推進に関する専門部署を立ち上げるとともに、地域のエネルギー政策の基本理念等を定めた「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を制定しました。

その後、小田原市エネルギー計画に基づき、市民出資の手法を取り入れたメガソーラー事業の創出、地域新電力との連携、市内小学校に設置した太陽光パネルや、蓄電池を組み合わせたエネルギーマネジメント¹⁸の高度化など、公民連携による事業に段階的に取り組みました。

また、電気自動車を動く蓄電池と見立てたカーシェアリング¹⁹によるエネルギーマネジメント事業や、地域マイクログリッド²⁰構築事業など、最新の技術を取り入れた新たな公民連携事業にも着手しました。

これらのエネルギー分野における先行的な取組により、二酸化炭素排出量の削減に加え、今後取り組むべき再生可能エネルギーの大量導入に向けた基盤となる公民連携の継続的かつ段階的な拡大へ資する成果があげられたと考えられます。



市内小学校に設置した太陽光パネル



カーシェアリングで使用している電気自動車

¹⁸ 家庭や事業所の太陽光発電設備などで作られた電気を、蓄電池や電気自動車などにより、個別に調整するだけでなく、それらを束ねて需給調整を行うことにより、地域全体でエネルギーを効率よく利用する仕組み。

¹⁹ 複数の車を多数の人で共同利用する会員制の仕組み。

²⁰ 一定規模のエリアで再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等を導入し、災害等による大規模停電時に一般送配電事業者が所有する配電網を活用して当該エリアに電力を供給し自立運用を行う新たなエネルギーシステム。


〔成果指標〕

「市全体の二酸化炭素（CO₂）排出量」について、平成2年度と比較し、869.2千t（25%削減）を目標値としていましたが、平成30年度は、972千t（16.13%削減）となっており、目標値には達していません。

達成しなかった要因としては、地球温暖化対策のうち、主に再生可能エネルギー導入や省エネルギー行動が現時点ではまだ十分ではないことなどが考えられます。

なお、廃棄物分野における二酸化炭素排出量が最も目標に遠い状況にあります。

地球温暖化対策の推進

成果指標 (単位)	平成2年度 (基準値)	平成30年度 (実績)	令和2年度 (目標値)	達成度合
市全体の二酸化炭素 (CO ₂) 排出量 (千t)	1,159.0千t	972.0千t (対平成2年度比 16.13%削減)	869.2千t (対平成2年度 比25%削減)	 未達成

〔今後の課題〕

低炭素社会から脱炭素社会への移行、「カーボンニュートラル」に向けた社会全体の変革が求められており、本市においても「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明したことから、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大や効果的な利活用の仕組みづくり、ライフスタイルの転換などの取組を加速していく必要があります。

(3) 循環型社会の形成

〔これまでの主な取組と成果〕

循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちを目指すため、「物質循環と資源化の促進」を柱にして施策に向けて取り組みました。

「物質循環と資源化の促進」に向けて、5R（リフューズ「発生抑制」、リデュース「排出抑制」、リユース「再使用」、リペア「修理」、リサイクル「再生利用」）の取組を進めるため、ごみの分別（9分類）の徹底、生ごみ堆肥化の推進などを実施しました。

特に、生ごみの堆肥化については、段ボールコンポストを活用した堆肥化を市民団体と協働で推進しており、環境配慮意識の醸成も含め、燃せるごみの減量化を促進しました。

また、令和2年には、より一層のごみの減量化・資源化や適正なごみ処理を推進するため、第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

さらに、新たな環境課題として、プラスチックごみによる海洋汚染や食品ロスの増加が注目されており、これらの課題に対しても、市民や事業者に対し、関心を持ってできるだけ環境負荷の少ない行動を選択するための意識啓発などに取り組みました。

これらの取組により、環境負荷の少ない、循環型社会の形成に向けた一定の成果があったと考えられます。



段ボールコンポスト



食品ロスの削減を呼びかけるオリジナルデザインの三角柱POP

【段ボールコンポストの手順】



STEP 1
段ボールを組み立てて
中に基材を入れる



STEP 2
生ごみを入れて混ぜる





STEP 3
堆肥ができる

〔成果指標〕

「ごみの総排出量」は目標値を達成している一方、「ごみのリサイクル率（資源化率）」は目標値に達していません。

「ごみのリサイクル率（資源化率）」が目標値に達成しなかった要因としては、資源ごみの多くを占める紙・布類の回収量の減少などが考えられます。

物質循環と資源化の促進

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度 (実績)	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
ごみの総排出量 (t)	75,878 t	66,861 t	73,000 t	達成 
ごみのリサイクル率 (資源化率) (%)	27.2%	24.3%	33.0%	未達成 

〔今後の課題〕

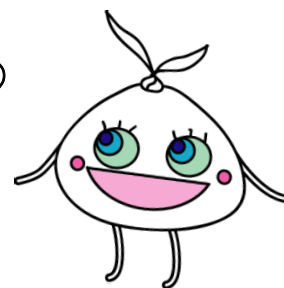
5Rの更なる推進とともに、循環経済（サーキュラーエコノミー）²¹の考え方を取り入れながら、資源が循環する仕組みづくりが必要です。

また、身近な行政サービスであるごみの収集については、市民ニーズに的確に対応するため、デジタル技術を駆使した取組に着手していく必要があります。

あわせて、適正なごみの処理を継続していくため、老朽化した廃棄物処理施設の今後のあり方について、運用方法も含めた施設整備の検討を開始する必要があります。検討する際には、ごみの処理に要する経費やエネルギーを抑えるとともに、焼却時に排出される二酸化炭素排出の削減についても考慮する必要があります。

5Rとは

- ・ **R e f u s e** (必要のないものは受け取らない)
- ・ **R e d u c e** (ごみを減らす)
- ・ **R e u s e** (ものを繰り返し使用する)
- ・ **R e p a i r** (ものを修理して使用する)
- ・ **R e c y c l e** (再生品を積極的に利用する)



ごみんちゅ

(小田原市のごみ減量イメージキャラクター)

²¹ 資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指す。

(4) 自然環境の保全

〔これまでの主な取組と成果〕

自然環境の保全と再生を進め、豊かな自然を身近に感じることができるまちを目指すため、「生態系の保全」、「緑の保全・創出と活用」、「自然とふれあう場の創出」を柱にして施策に取り組みました。

「生態系の保全」では、市の鳥（コアジサシ）や市の魚（メダカ）の保護事業、酒匂川水系保全に資するイベントや自然観察会などを開催しました。

「緑の保全・創出と活用」では、適切な森林整備を進めるとともに、里地里山²²の再生事業への支援や、農地の持つ多面的機能の保全・活用として農産物の地産地消や特産品の開発、農業経営の基盤強化を図りました。

また、市街地における緑の保全と創出に向け、公民連携による公園の管理等や保存樹・保存樹林²³の指定と奨励金の交付を実施しました。

「自然とふれあう場の創出」では、恵まれた水辺環境を保全・再生するため、河川における多自然水路²⁴の整備や自治会が一斉に取り組む「クリーンさかわ」を実施しました。

これらの取組により、市民アンケート結果によると、約9割の市民が小田原の身の回りの自然環境に満足しており、豊かな自然を身近に感じることができていると考えられます。（P.30 市民アンケート◆自然環境についての満足度より）



アユの放流体験



キャンプ場利用による森林の活用

〔成果指標〕





「コアジサシ飛来確認数」や「海岸でのごみ収集量」については、目標値を達成していますが、「有害鳥獣苦情件数」や「親水・環境護岸の整備延長の延伸」については、目標に達していません。

²² 原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。

²³ 都市の美観風致を維持するために、地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹木や樹林を、市の条例により指定し、保存する制度。

²⁴ 生物の生息環境や多様な景観を保全・創出し、治水・利水機能と環境機能を両立させた水路のこと。

生態系の保全

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
コアジサシ飛来確認数 (羽)	20 羽	 100 羽	100 羽	 達成
有害鳥獣苦情件数 (件)	143 件	 474 件	130 件	 未達成





緑の保全・創出と活用

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	目標値	達成度合
緑地面積 (ha) ※ 1	4,250ha	算定無し (平成 27 年度) 4,494.3ha	(平成 27 年度) 4,250.3ha	—
小田原市森林整備面積 (ha) ※ 2	(平成 23 年度か ら 25 年度の平均) 150ha	162.70ha	(令和 2 年度から 4 年度の平均) 150ha	—

※ 1 緑地面積の目標は、小田原市緑の基本計画（計画期間：平成 8 年度～27 年度）による為平成 27 年度の計画期間終了に伴い実績把握を終了、本数値の算定も終了しています。

※ 2 実績値は、県の「森林資源調査」に用いる事業面積。

自然とふれあう場の創出

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
親水・環境護岸の整備 延長の延伸 (m)	11,298.9m	 11,654.1m	11,700m	 未達成
海岸でのごみ収集量 (t)	82 t	 50 t	減少	 達成

【今後の課題】

増加傾向にある有害鳥獣被害や外来生物の侵入等が課題となっています。

これらは、生態系全体の問題の一部であり、市域の取組だけで解決することが難しい状況のため、近隣市町村や国・県との連携を図り、被害拡大防止のための広域的な対策が必要です。

また、獣害対策として、例えば、くくりわなの技術を普及しイノシシやシカの捕獲を実践する市民活動が始まっています。わな猟そのものを自然体験のコンテンツとして仕立て、都市部の住民の参加も促すといった仕組みが試行され、課題だったものに価値を見出し、人と資金の循環を生み出す取組が始まっています。

このように、小田原の豊かな自然環境を守り育てていきながら、様々なまちづくりの取組と連携し、活用していく方策が必要です。

(5) 生活環境の保全

〔これまでの主な取組と成果〕

生活環境の保全を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指すため、「快適な生活環境の保全」及び「環境汚染の防止」を柱にして施策に取り組みました。

「快適な生活環境の保全」では、ポイ捨てや不法投棄、犬・猫の糞の放置など、まちの美化を損なう行為をなくすための意識啓発事業、自治会やボランティアによる美化清掃を推進しました。

「環境汚染の防止」では、騒音等の苦情があった場合の迅速な改善指導や自家用車から公共交通機関への交通行動の転換の促進、低公害車の普及を実施しました。また、大気・水質・土壌・騒音などの環境監視を継続して実施しました。

これらの取組により、成果指標はすべて目標を達成しており、良好な生活環境が維持できていると考えられます。



ボランティアによる美化清掃





水質等の環境監視









【成果指標】

「不法投棄及び散乱ごみの撤去量」、「大気に関する環境基準²⁵達成率(一般環境)」、「河川BOD²⁶環境基準達成率」、「自動車騒音環境基準達成率」や「生活環境に対する苦情件数」について、すべて目標値を達成しています。

快適な生活環境の保全

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
不法投棄及び散乱ごみの撤去量 (t)	26.98 t	 6.63 t	25.00 t	 達成

環境汚染の防止

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
大気に関する環境基準達成率(一般環境)(%)	100.0%	 100.0%	維持	 達成
河川BOD環境基準達成率(%)	81.0%	 100.0%	増加	 達成
自動車騒音環境基準達成率(%)	99.1%	 100.0%	100.0%	 達成
生活環境に対する苦情件数(件)	107 件	 58 件	減少	 達成

【今後の課題】

市民の環境美化意識をさらに高め、良好な衛生環境を保ち続けられるよう努める必要があります。また、環境汚染の防止については、被害が拡大する前の初期段階での対応が極めて重要であることから、各指標や環境変化などを日常的に注視していく必要があります。

²⁵ 人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい数値基準のこと。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音において定められている。

²⁶ Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量。微生物が水中の有機物(主に生活排水等の汚れ)を分解したときに消費する酸素量のこと。河川の水質汚染の指標の一つ。

3 環境に対する市民意識

第6次総合計画を策定するにあたり、本市施策に対する満足度・重要度等に係る市民意識の把握を目的として、アンケート調査を実施しました。

〔市民アンケートの概要〕

- ◆対象 住民基本台帳に記載されている18歳以上の市民の中から無作為で抽出された3,000人
- ◆期間 令和3（2021）年5月25日（火）から6月9日（水）まで
- ◆方法 郵送配布、郵送及びオンラインによる回収
- ◆回収結果

配布数	回収数			回収率
	計	郵送	オンライン	
3,000人	1,646人	1,265人	381人	54.9%

〔市民アンケートの結果〕

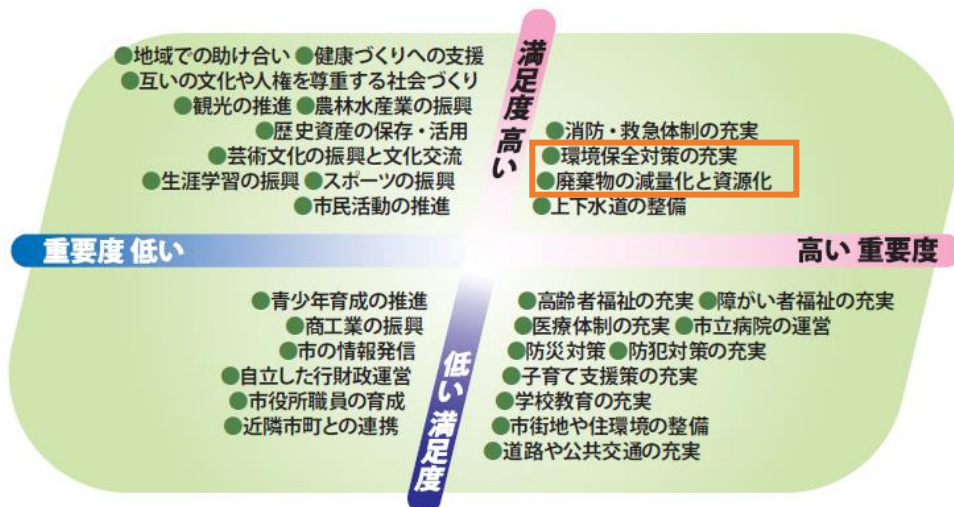
◆施策に対する満足度と重要度

市の施策30項目に対する重要度・満足度は次のとおりです。

環境に関する施策である「環境保全対策の充実」と「廃棄物の減量化と資源化」は、満足度・重要度ともに高くなっています。

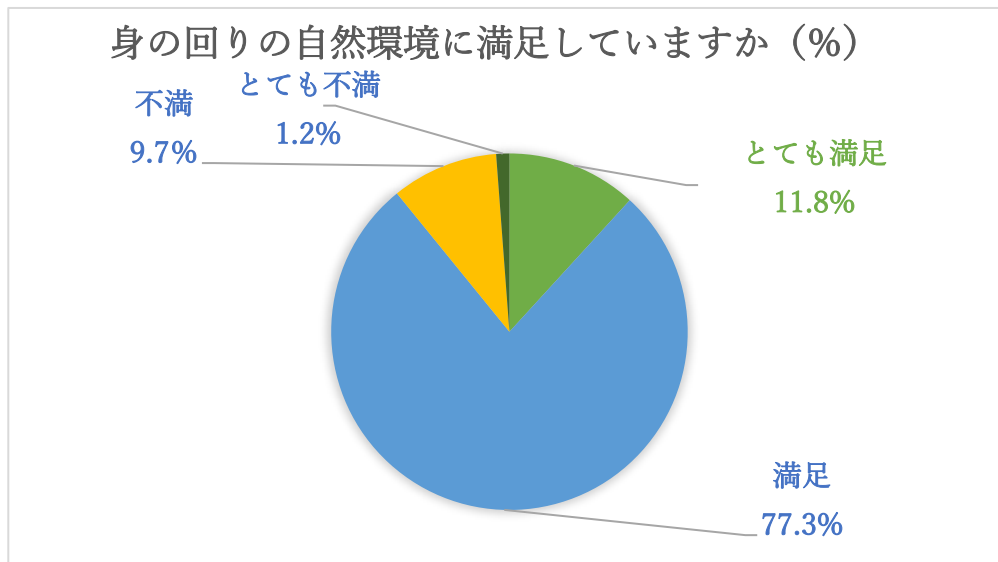
一方、重要度が高いが、満足度が低い項目として、「高齢者福祉の充実」「防災対策」「市街地や住環境の整備」などが挙げられています。

●施策30項目に対する満足度・重要度

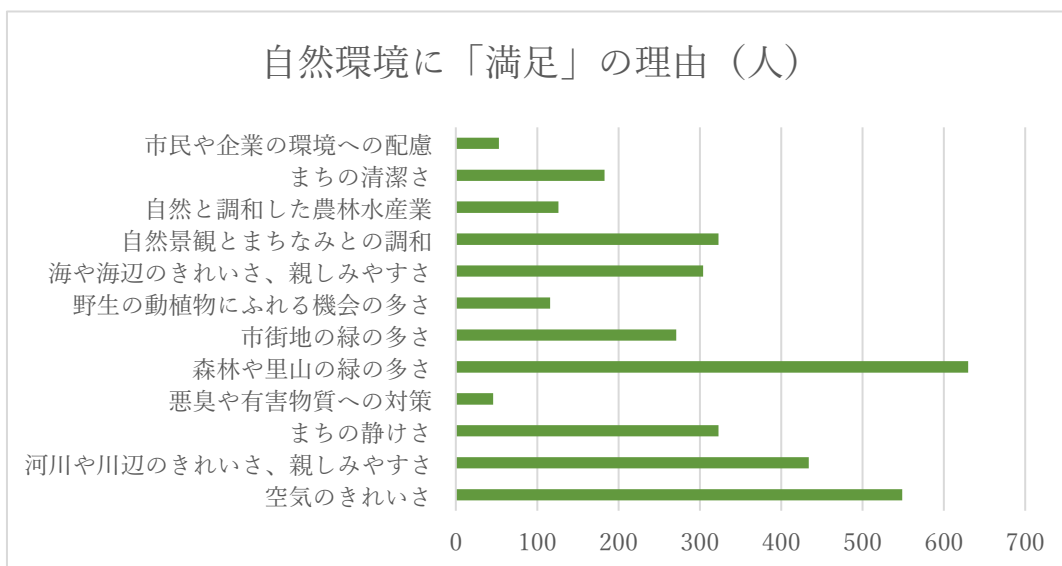


◆自然環境についての満足度とその理由

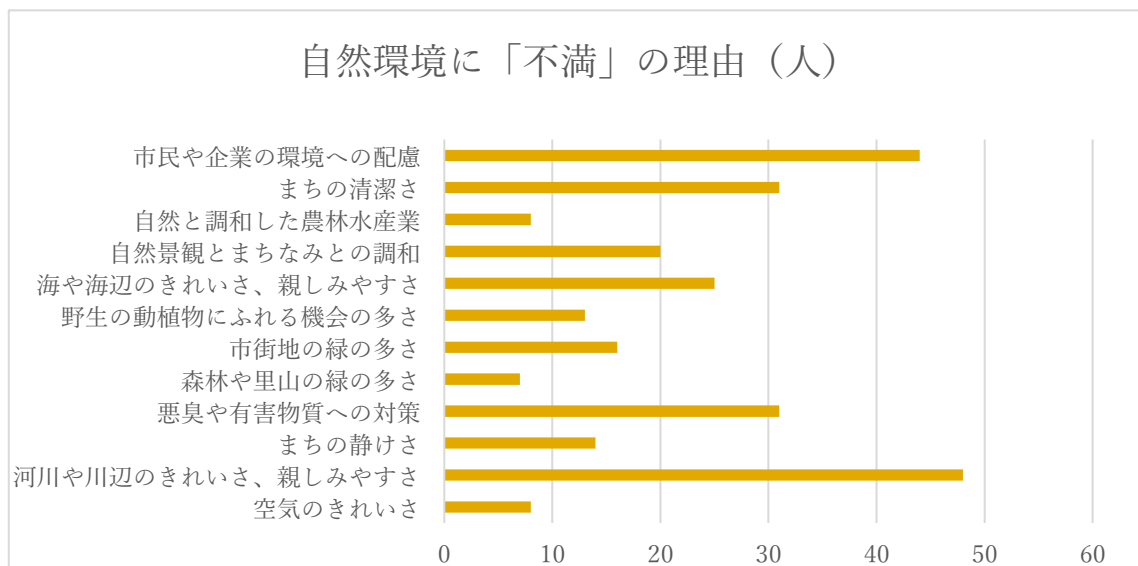
「身の回りの自然環境に満足していますか」については、「とても満足」11.8%、「満足」77.3%で、約9割が自然環境について満足しています。



満足の理由として、「森林や里山の緑の多さ」と「空気のきれいさ」を選んだ人が多くなっています。



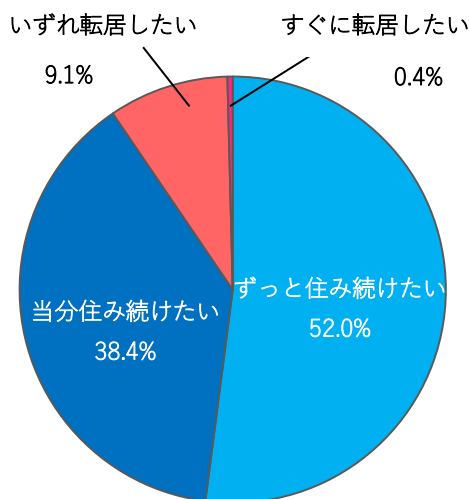
自然環境について「不満」、「とても不満」と回答した人は1割程度で、不満の理由として、「河川や川辺のきれいさ、親しみやすさ」と「市民や企業の環境への配慮」を選んだ人が多くなっています。



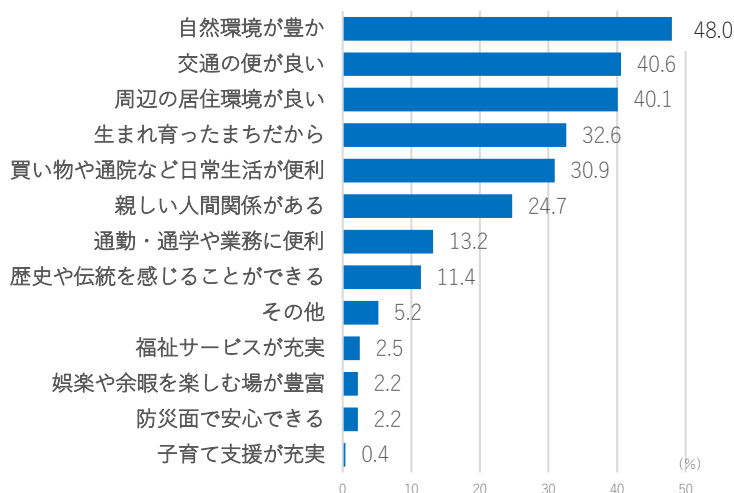
◆今後も小田原市に住み続けたいと思う人の割合とその理由

「今後も小田原市に住み続けたいと思うか」については、約9割が住み続けたいと回答しており、住み続けたい理由として、「自然環境が豊か」が最も多くなっており、「周辺の居住環境が良い」も3番目に多くなっています。

今後も小田原市に住み続けたいですか



小田原市に住み続けたい理由



◆市民の環境配慮行動

市民の環境配慮行動については、「ごみの分別をしっかりとっている」83.0%、「買いすぎや作りすぎをせず、食品ロスを出さないように心掛けている」47.5%のように、ごみの減量化・資源化に向けた行動を行う人の割合が高いことが分かります。

一方で、「自然環境に関するイベントへの参加」、「自然環境に配慮した取組をしている会社や製品を選ぶようにしている」、「再生可能エネルギーを取り入れている」については、1割程度の人しか実施していません。

自然環境にやさしい生活のために行っていること (%)



【市民アンケートのまとめ】

森里川海の豊かな自然環境に恵まれた小田原に住むことで、身の回りの自然環境に満足している人が多く、また、住み続けたい理由としても、自然環境の豊かさを重視している人が多くなっています。

その反面、環境配慮行動については、ごみの分別など決められたこと以外の自主的・能動的な取組など実施している人の割合が低い傾向にあります。

第3章 望ましい環境像、取組の方向性、計画の体系

1 望ましい環境像

これまでの第1次及び第2次環境基本計画において目指してきた望ましい環境像を引き継ぎ、これまでの課題や現代の社会情勢を踏まえ、本市の将来都市像である「世界が憧れるまち“小田原”」やまちづくりの目標の一つである「豊かな環境の継承」の具現化に向け、第3次環境基本計画における目指す望ましい環境像を、「森里川海の恵みを未来へ継承する 持続可能な環境共生都市 小田原」とします。

令和12(2030)年度まで、この環境像を実現するための取組を体系的に進めていきます。

第1次環境基本計画の望ましい環境像

良好な環境のもとで、すべての人々が心の豊かさを感じられ、健康で幸福な生活を営むことのできる郷土（ふるさと）



第2次環境基本計画の望ましい環境像

良好な環境を守り育て 豊かな水と緑あふれる
持続可能な環境共生都市 小田原



第3次環境基本計画の望ましい環境像

森里川海の恵みを未来へ継承する
持続可能な環境共生都市 小田原

〔解説〕

本市は、地域内に森里川海がひとつらなりとなった豊かな自然環境を有しており、それらからの恵みを享受することで、すべての人々が幸福に暮らすことができてきました。

これからも将来にわたってすべての人々が幸福に暮らしていくため、豊かな自然環境を確実に次世代に引き継いでいくこと（未来への継承）が、現代を生きる私たちの責務であります。

また、気候変動など激変する地球環境に対処しながら、人々と環境が対峙するのではなく、共に生きていくことが必要です。

脱炭素社会や循環経済など、今後、人々のライフスタイルの変革が大きく求められる時代の中で、将来にわたって、持続可能な環境共生社会の実現を目指していく必要があります。

その際、SDGsの考え方を踏まえ、豊かな環境の継承のための行動を、生活の質の向上、地域経済の好循環に繋げることで、環境・経済・社会のマルチベネフィットを生み出し、人々の幸福に繋げるとともに、豊かな環境を持続的に受け継いでいきます。

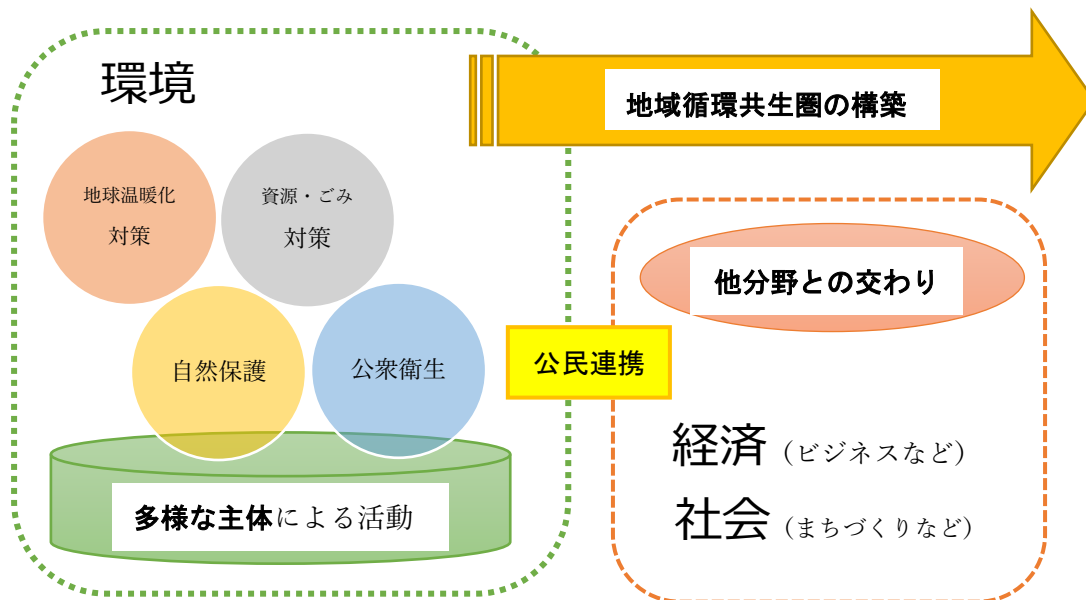
また、すべての主体が持続的に参加できるよう、これまでの我慢による環境行動を超えて、知らず知らずのうちに環境保全に貢献している社会、安心・便利・快適を向上させながら、すべての人々が環境と共生できる社会、我慢を強いられる、または強いられていると感じることのない社会の実現を目指します。

2 取組の方向性

1の望ましい環境像を実現するため、具体的な取組の方向性として、まず、第3次環境基本計画の環境の範囲のうち、分野的な範囲（P.9 第1章（5）参考）に示した4つの各分野（地球温暖化対策、資源・ごみ（廃棄物）対策、自然保護、公衆衛生）において、これまでの取組からの今後の課題を解決するとともに、社会情勢に応じた先進的な取組を進めるものとします。

また、これらの分野別の取組を進めるための土台として、多様な主体による環境活動が重要であることから、これまで培ってきた市民力をさらに伸ばし、各分野で多様な主体の活躍を推進していきます。

あわせて、これらの取組が将来にわたって持続可能なものとするため、あらゆる地域資源を有効活用する地域循環共生圏の構築の考え方を取り入れ、環境活動だけではなく、公民連携による経済活動（ビジネスなど）や社会活動（まちづくりなど）につながる取組となるよう、積極的に他分野と交わりながら進めていきます。



取組の方向性

多様な主体

市民、事業者、団体、行政をはじめ、市内外問わず、関係人口も含めたあらゆる主体を想定しています。

地域循環共生圏の構築 ～「小田原版 地域循環共生圏の構築」～

◆地域循環共生圏とは

国の第五次環境基本計画にて提唱されたもので、各地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

環境で地方を元気にするとともに、経済や社会的な課題の同時解決に取り組むものです。



地域循環共生圏イメージ図（環境省HPより）

◆小田原版 地域循環共生圏の構築

本市には、森里川海がそろった豊かな自然環境があり、その恩恵によって歴史や文化、地場産業、人々の生活が成り立ち、魅力あるまちが形作られてきました。

そのため、地域内の都市部と郊外の地域資源を補完しあうとともに、首都圏である東京や横浜、川崎などとも近いことから、関係人口となりうる人財も含め、地域外とも有機的に連携する必要があります。

連携する都市としては、首都圏のほか、姉妹都市や他分野で交流のある都市などが考えられます。

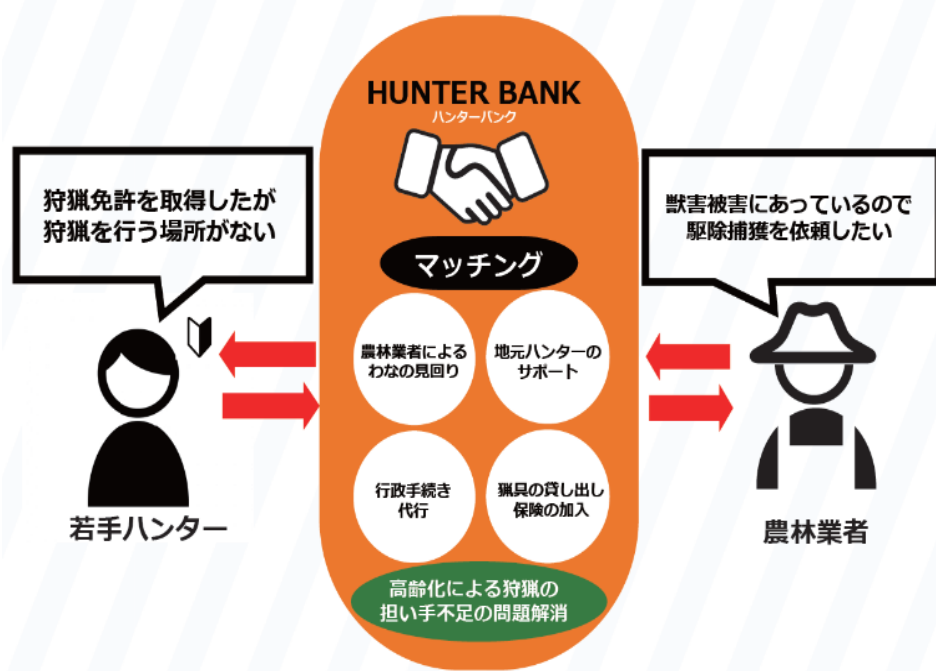
本市における地域課題を、経済性を伴った魅力あるコンテンツに転換する取組や社会性のあるまちづくりに資する取組を増やしていくことで、より多くの人と資金が環境保全に流れ込み、豊かな環境を持続的に受け継いでいけるとともに、地域全体の発展に繋がります。

このような取組を通じて、本市の地域資源を守り育てるとともに、生かしていくことで、小田原版の地域循環共生圏の構築を目指していきます。

(例) ハンターバンク事業

ハンターバンクは、獣害に困っている市内の農林業者と、獣害対策や狩猟に興味関心があり、活躍の場を探す都会のペーパーハンターをマッチングするサービスで、小田急電鉄株式会社が運営しています。

令和2（2020）年に実証実験を開始し、事業の本格化に伴い、事業協力するため、令和3（2021）年11月に本市と小田急電鉄株式会社が協定（鳥獣被害対策の推進に関する協定書）を締結しています。



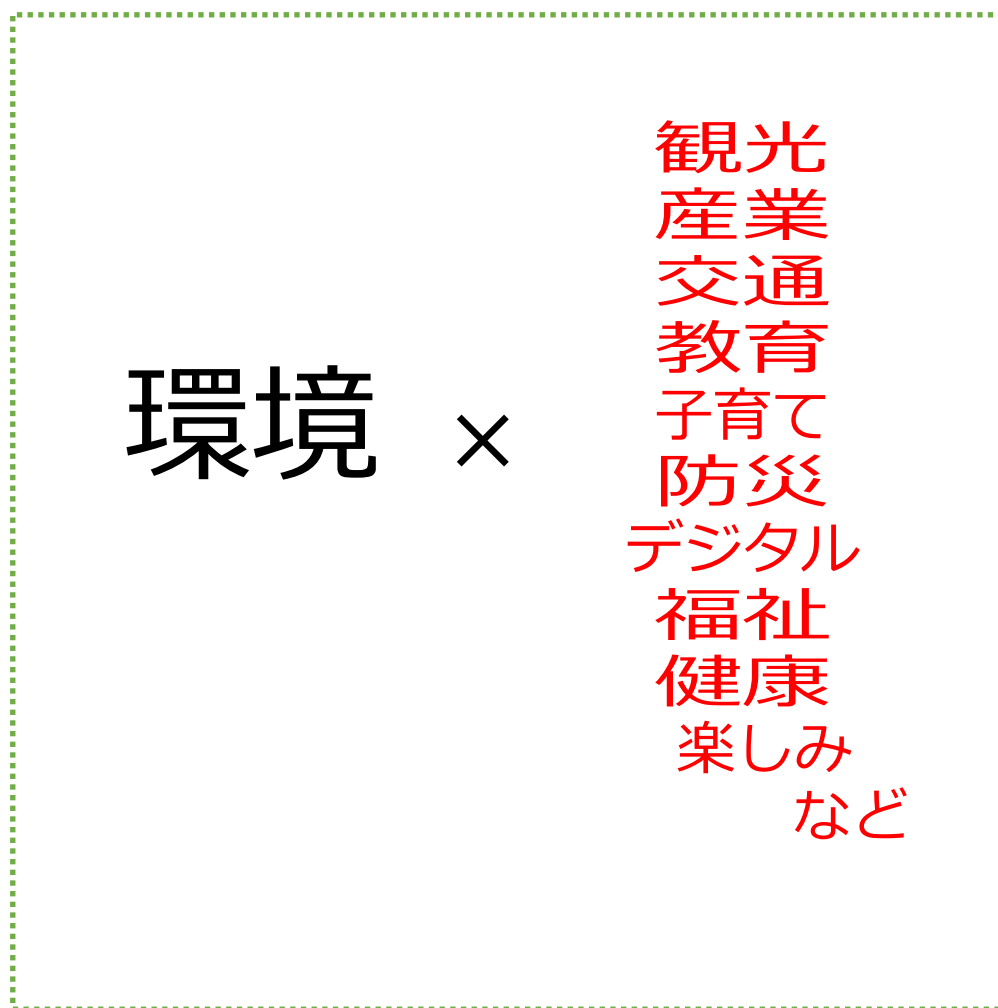
ハンターバンクの仕組み

獣害における担い手不足などの地域課題の解決とともに、狩猟技術の向上や、関係人口の増加による経済価値の創出などが見込まれるもので、小田原版の地域循環共生圏の一つの事例と言えます。

他分野との交わり

環境に関する取組については、今後、経済や社会における、あらゆる分野と積極的に連携することで、各分野においても効果のあるものとする必要があります。

他分野との連携による相乗効果により、環境の取組が、すべての市民にとって身近なものとなり、より持続可能なものとなるよう進めていきます。



他分野との交わり（イメージ）

3 計画の体系

取組の方向性に基づき、望ましい環境像を実現するための取組の体系図は、次のページ（P. 40、41）のとおりです。

〔体系図の説明〕

第3次環境基本計画の望ましい環境像の「森里川海の恵みを未来へ継承する持続可能な環境共生都市 小田原」を実現するため、6つの施策に取り組みます。

共通施策として、「施策1 地域循環共生圏の構築」と「施策2 多様な主体の育成・活躍の推進」を位置付けています。

分野別施策として、「施策3 脱炭素」「施策4 資源循環」「施策5 自然共生」「施策6 生活環境保全」を位置付けています。

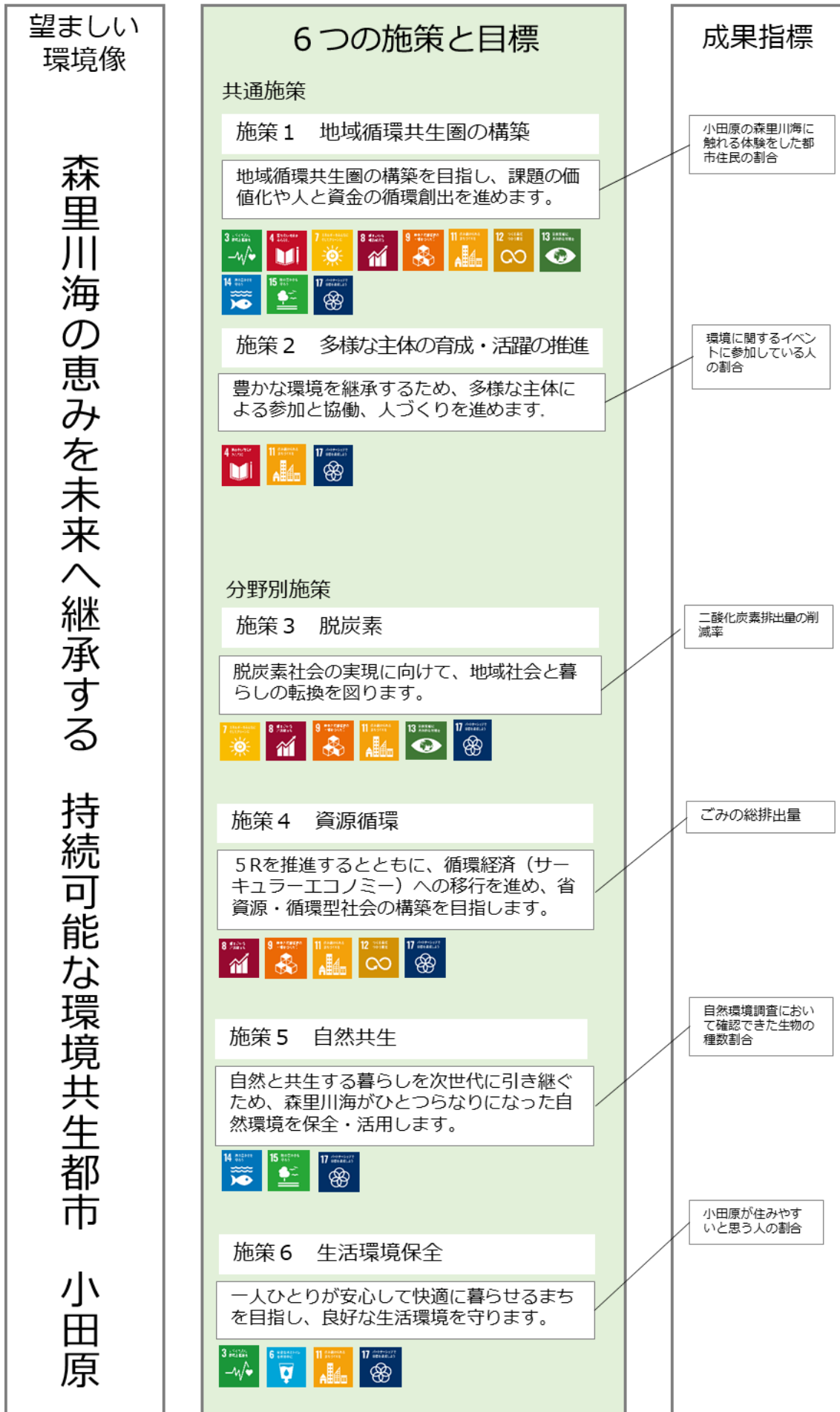
この6つの施策ごとに、目標を掲げ、その達成状況を示す値を成果指標として、計画終了期間である令和12年度までの目標値を示します。

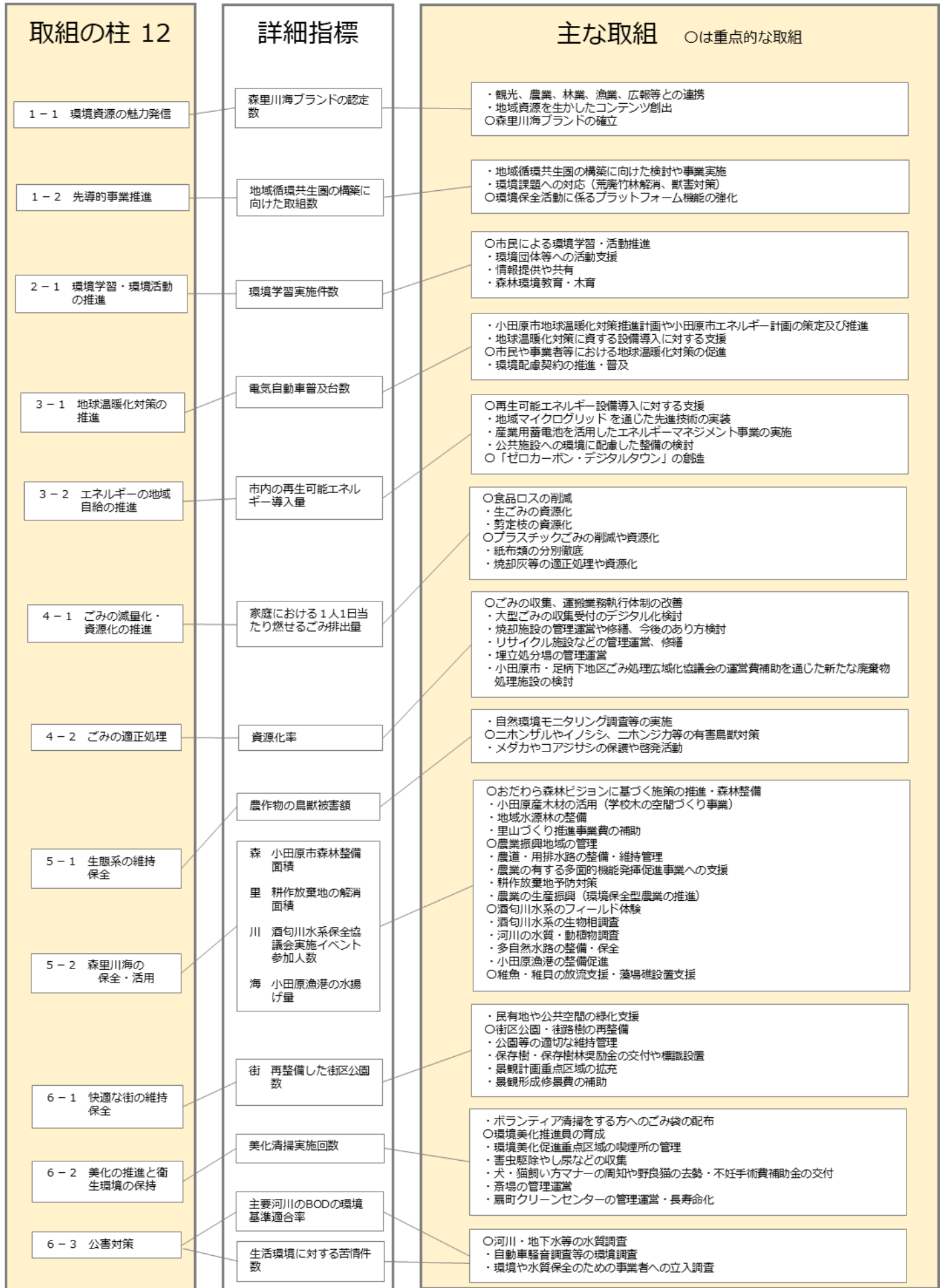
また、6つの施策ごとに取組の柱を示しており、この取組の柱ごとに、主な取組を記載しております。（この主な取組のうち、特に重点的に取組むべきものについては、○印を付しています。）

取組の柱による成果を示す値を詳細指標として、計画の見直しを行う令和6年度までの目標値を示しています。

あわせて、施策ごとに該当するSDGsの17の目標も記載しています。

〔計画の体系図〕





第4章 望ましい環境像を実現するための施策

望ましい環境像を実現するための施策について、6つの施策ごとに「目標」、「成果指標」、「取組の柱」、「詳細指標」、「主な取組（○印は重点的な取組）」を記載します。

あわせて、施策ごとに目標を達成した際に市民からみた9年後の姿を「2030年に目指す姿」として記載します。

その他、施策ごとに該当するSDGsの17の目標、関連する個別計画など記載します。

<共通施策>

1 地域循環共生圏の構築（施策1）

〔目標〕

地域循環共生圏の構築を目指し、課題の価値化や人と資金の循環創出を進めます。

〔2030年に目指す姿〕

小田原の特徴である森里川海がひとつらなりとなった豊かな自然環境の恵みである地域資源やその魅力が市内外の人々に伝わっています。市民のみならず首都圏等から多くの方に関わっていただき、課題だったものに価値を見出し、公民連携による多種多様な体験コンテンツや産品が創出されています。

それにより、多くの方が小田原の森里川海に触れる体験をしています。

〔成果指標〕

小田原の森里川海に触れる体験をした都市住民の割合（％）		
令和2（2020）年度 8.9%	令和6（2024）年度 17%	令和12（2030）年度 30%
小田原の環境資源について、東京・横浜・川崎の18～69歳の男女を対象にアンケート調査を行い、うち自然体験をした方の割合を算出		



〔取組の柱〕 1－1 環境資源の魅力発信

森里川海の恵みによる地域資源（地場産品、体験、人材、自然的景観等）を生かしたコンテンツ創りを進めることとともに、市内外へ効果的な発信をしていきます。

〔詳細指標〕

森里川海ブランド ²⁷ の認定数	
令和2（2020）年度 —	令和6（2024）年度 10件
森里川海の恵みによる地域資源を生かした（仮称）森里川海ブランドの認定数	

〔主な取組〕 ○重点的な取組

- ・観光、農業、林業、漁業、広報等との連携
- ・地域資源を生かしたコンテンツ創出

○森里川海ブランドの確立

主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
他分野との連携（PRなど）	調整・実施		
森里川海ブランドの確立	調査・検討		実施



森里川海を感じるサイクリングツアー



狩猟体験（くくり罠の見回り）

²⁷ 小田原の豊かな自然環境の特色「ひとつらなりとなった森里川海」と「その恵みから派生する地場産品、体験、人材や自然的景観など」を地域ブランドとしてPRするもの。

【取組の柱】 1－2 先導的事業の推進

荒廃竹林や獣害などの環境課題の解決に向け、民主導の公民連携のもと、市民のみならず首都圏等から多くの方に関わっていただき、課題だったものが経済性を有する地域資源に転換し、環境保全活動の促進へとつながる循環の仕組みの構築を目指します。また、環境の各分野や他分野など、分野横断的な取組をすることで、地域循環共生圏の構築に向けたモデル事業を実施していきます。

【詳細指標】

地域循環共生圏の構築に向けた取組数（件）	
令和2（2020）年度	令和6（2024）年度
—	5件
環境課題の解決と新たな価値の創出を同時に実施する取組の数	

【主な取組】 ○重点的な取組

- ・ 地域循環共生圏の構築に向けた検討や事業実施
- ・ 環境課題への対応（荒廃竹林解消、獣害対策）

○環境保全活動に係るプラットフォーム機能²⁸の強化

主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公民連携による環境課題への対応	環境課題（竹林・鳥獣）対応		
環境保全活動に係るプラットフォーム機能の強化	おだわら環境志民ネットワークの自立化支援		自立的運営



荒廃竹林の解消に係る取組

²⁸ 環境保全活動に係る相談・情報共有の場の提供、団体間の調整や仲介をするコーディネート機能、課題解決に向けた協議や調査研究等を実施するなど、活動する市民や団体等が相互に連携を図るための基盤的機能。

2 多様な主体の育成・活躍の推進（施策2）



〔目標〕

豊かな環境を継承するため、多様な主体（市民、企業、市民団体のほか、市外の住民、企業、市民団体など）による参加と協働、人づくりを進めます。

〔2030年に目指す姿〕

多くの市民が、環境学習や環境保全活動といった様々な場面で活用されている小田原の豊かな自然環境に愛着と誇りを持ち、いつまでも守り引き継いでいきたいと思っています。

環境について日頃から話題となっており、環境に関わる行動を起こそうとするとき、身近に相談したり参加したりできる場所があり、誰でも気軽に参加することができるようになっています。

森里川海の多様な自然空間が有効に活用され、子どもたちがより多くの環境フィールドで学ぶ機会を得ています。

〔成果指標〕

環境に関するイベントに参加している人の割合（％）		
令和3（2021）年度 12.6％	令和6（2024）年度 16.8％	令和12（2030）年度 25.2％
市民意識調査（まちづくりに関する市民アンケート）より		

〔取組の柱〕 2－1 環境学習・環境活動の推進

市民の環境意識の向上を目指した環境学習などの取組をさまざまな機会を捉えて推進するとともに、小田原の豊かな自然環境の魅力を広く伝え、森里川海を守り育てていくための体制づくりを進めます。

〔詳細指標〕

環境学習実施件数（件）	
令和2（2020）年度 8件	令和6（2024）年度 20件
市で実施している環境学習や講座の実施件数を把握	

〔主な取組〕 ○重点的な取組

- 市民による環境学習・活動推進
 - ・環境団体等への活動支援
 - ・情報提供や共有
 - ・森林環境教育・木育²⁹

主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民による環境学習・活動推進	企画、実施（夏休み環境講座、動画教材の活用など）、おだわら市民学校との連携、市民による自然環境会等自然環境モニタリング調査への支援		
環境団体等への活動支援	おだわら環境志民ネットワークによる環境団体等への活動支援事業の実施		
	おだわら環境志民ネットワークによる相談、啓発（学習）事業の実施		



夏休み環境講座

²⁹ 子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみを深めることで、森林・林業、木の文化への理解を深める活動及び木材の良さや利用の意義を学ぶ機会を提供したりすること。

<分野別施策>

3 脱炭素（施策3）



◆個別計画 小田原市地球温暖化対策推進計画・小田原市エネルギー計画

〔目標〕

脱炭素社会の実現に向けて、地域社会と暮らしの転換を図ります。

〔2030年に目指す姿〕

二酸化炭素を排出しない電気を自ら作り使うことが当たり前になることで、電気の大切さが理解され、電気は再生可能エネルギー由来のものを使用することが一般的になっています。

省エネルギーへの意識が一人ひとりに芽生え、日常生活で取り組む省エネルギーの行動がいつのまにか地域の経済に貢献をしたり、環境に配慮した行動を心掛ける生活が当たり前に送られたりすることが、豊かな生活に繋がるまちづくりが進んでいます。

各家庭に太陽光発電設備と蓄電池が設置されはじめ、家や建物の新築やリフォーム時にはそれらの設置を検討することが自然にできています。

外出時の移動手段には、電気自動車のカーシェアリングが利用され、街なかでよく見かけられるようになっていきます。

気候変動による災害の発生や気温の上昇に備え、普段から防災対策や熱中症予防などに取り組んでいます。

〔成果指標〕

二酸化炭素排出量の削減率（％）		
平成 30（2018）年度 17.5％	令和 6（2024）年度 28.3％	令和 12（2030）年度 50％
環境省公表データによる（平成 25（2013）年度比）		

〔取組の柱〕 3-1 地球温暖化対策の推進

脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化の緩和に資する設備導入支援や再生可能エネルギー電力利用の普及、省エネの促進、ごみの排出量削減などを推進するとともに、暮らしの中に脱炭素行動を取り入れられるよう促していくことで、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。また、市役所自らが率先して、脱炭素化の取組を進めます。あわせて、洪水や土砂災害、熱中症への対応や農林水産業への影響など、地球温暖化への適応に関する情報把握や普及啓発を図ります。

〔詳細指標〕

電気自動車普及台数（台）	
令和2（2020）年度	令和6（2024）年度
291 台	1,000 台
県及び市の自動車登録台数データより、本市に登録されている電気自動車の台数を把握	

〔主な取組〕 ○重点的な取組

- ・小田原市地球温暖化対策推進計画や小田原市エネルギー計画の策定及び推進
 - ・地球温暖化対策に資する設備導入に対する支援
- 市民や事業者等における地球温暖化対策の促進
- ・環境配慮契約の推進・普及

主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小田原市地球温暖化対策推進計画や小田原市エネルギー計画の策定、推進	改正法に基づく計画策定（施策目標、地域脱炭素化促進事業、気候変動適応法による適応策など）	新計画による事業実施・進捗管理 30	見直し
地球温暖化対策に資する設備投入に対する支援	制度設計	設備導入に係る補助金等の実施	
	地域脱炭素化促進区域の指定・地域脱炭素化促進事業の認定など		

³⁰ 地球温暖化対策の推進に関する法律（改正）に基づき、再生可能エネルギーの利用を中心とする地域の脱炭素化のための促進施設の整備と、その他の地域の脱炭素化の取組を一体的に行う事業。

【取組の柱】 3-2 エネルギーの地域自給の推進

エネルギーの地域自給に向けて、国・県の施策とも連携しながら再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、地域のエネルギーを地域で効果的に活用する取組を公民連携により推進します。また、公共施設の新設や大規模改修時には、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化などの環境に配慮した整備を進めます。

【詳細指標】

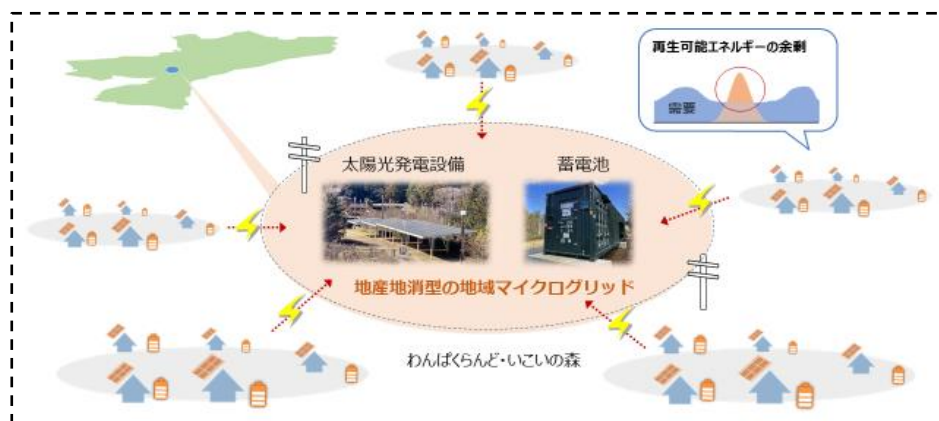
市内の再生可能エネルギー導入量 (kw)	
令和元 (2019) 年度	令和6 (2024) 年度
34,000kW	67,000kW

経済産業省資源エネルギー庁公表データから把握

【主な取組】 ○重点的な取組

- 再生可能エネルギー設備導入に対する支援
 - ・地域マイクログリッドを通じた先進技術の実装
 - ・産業用蓄電池を活用したエネルギーマネジメント事業の実施
 - ・公共施設への環境に配慮した整備の検討
- 「ゼロカーボン・デジタルタウン」の創造

主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
再生可能エネルギー設備導入に対する支援	再生可能エネルギー事業奨励金の交付や 市民参加型再生可能エネルギー事業の認定と奨励金の交付		
公共施設への環境に配慮した整備の検討	太陽光発電設備の設置などに向けた検討・導入		
	公用車の電動化に向けた検討・導入		



地域マイクログリッド (イメージ)

4 資源循環（施策4）



- ◆個別計画 第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画
- ◆関連計画 小田原・足柄下地域循環型社会形成推進地域計画
- ◆関連計画 小田原市環境事業センターごみ焼却施設長寿命化計画書

〔目標〕

5Rを推進するとともに、限りある資源を長く保全・維持し廃棄物の発生を最小限にする経済活動など循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を進め、省資源・循環型社会の構築を目指します。

〔2030年に目指す姿〕

ごみの減量化、資源化などの環境問題に関心を持ち、市民一人ひとりが自分の問題として捉え、行動に移しています。日常生活のあらゆる場面で、食品ロスやプラスチックごみの排出を減らすことを心掛け、どうしても出してしまう紙類やペットボトルなどのごみは、適正な分別を実施しリサイクルに貢献しています。

二酸化炭素の排出量を抑え、資源が無駄なく循環する仕組みの整備が進んでいます。

〔成果指標〕

ごみの総排出量（t）		
令和2（2020）年度 66,861 t	令和6（2024）年度 65,197 t	令和11（2029）年度 61,336 t
市事業実績により、家庭ごみ・事業ごみ全体の排出量（資源物含む）を把握（なお、第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画の指標と整合を図り、令和11（2029）年度の目標数値を採用している。）		

〔取組の柱〕 4-1 ごみの減量化・資源化の推進

省資源・循環型社会の構築を目指し、発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化を推進するとともに、さらなるごみの分別徹底や分別品目の拡大などを進め資源化を推進します。

〔詳細指標〕

家庭における1人1日当たり燃せるごみ排出量（g）	
令和2（2020）年度 515g	令和6（2024）年度 484g

市事業実績により、家庭における燃せるごみの総量を人口及び日数で除して算出

〔主な取組〕 ○重点的な取組

- 食品ロスの削減
 - ・生ごみの資源化
 - ・剪定枝の資源化
- プラスチックごみの削減や資源化
 - ・紙布類の分別徹底
 - ・焼却灰等の適正処理や資源化

主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
食品ロスの削減	様々な媒体を活用した啓発事業、講演会や料理教室等の実施		
生ごみの資源化	段ボールコンポスト等による生ごみ資源化の定着と普及		
剪定枝の資源化	家庭系剪定枝の 試行的な資源化の実施	試行的な資源化の継続実施（実施規模の拡大） 全市的な実施に向けた検討	



マイボトル利用促進のための
ウォーターサーバーの設置



食品ロス削減講演会

〔取組の柱〕 4-2 ごみの適正処理

さらなる循環型社会の形成に向け、高齢化の進展等、社会環境の変化を捉え、市民ニーズに的確に対応した収集運搬業務執行体制の改善を図ります。また、廃棄物処理施設の計画的な修繕と適正な管理運営を行うとともに新たな廃棄物処理施設のあり方について検討します。

〔詳細指標〕

資源化率 (%)	
令和2 (2020) 年度 24.3%	令和6 (2024) 年度 24.9%
市事業実績により、ごみの総排出量に対する資源化量の割合を算出	

〔主な取組〕 ○重点的な取組

- ごみ収集・運搬業務執行体制の改善
 - ・大型ごみの収集受付のデジタル化検討
 - ・焼却施設の管理運営や修繕、今後のあり方検討
 - ・リサイクル施設などの管理運営、修繕
 - ・埋立処分場の管理運営
 - ・小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会の運営費補助を通じた新たな廃棄物処理施設の検討

主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ収集・運搬業務執行体制の改善	調査研究・検討	新たな業務執行体制に向けた検討	新たな業務執行体制による収集運搬の開始
大型ごみ収集受付等のデジタル化検討	システム導入等の検討	運用開始	
焼却施設等の管理運営及び修繕	施設(焼却施設・リサイクル施設・埋立処分場)の管理運営、焼却炉ほかの修繕工事		

5 自然共生（施策5）



- ◆関連計画 小田原市鳥獣被害防止計画
- ◆関連計画 おだわら森林ビジョン
- ◆関連計画 小田原市森林整備計画

〔目標〕

自然と共生する暮らしを次世代に引き継ぐため、森里川海がひとつらなりになった自然環境を保全・活用します。

〔2030年に目指す姿〕

「森」の環境では、様々な樹木が育つとともに、多様な生物を育む場所として維持管理されることで森林内に適度な光が差し込み、緑が生い茂っています。

地域団体の様々な活動や学習のフィールドが継続して存在し、市民が里山について知ることができるようになっています。

「里」の環境では、ニホンザルによる生活被害は軽減され、また、イノシシやニホンジカ等の大型鳥獣の出没も減少し、平穏な生活が送られています。メダカ保護区は、市民団体により清掃が実施され、生息環境が保全されています。

「川」の環境では、良質な水で地域の産業を支える酒匂川をはじめとした市内の河川は、私たちの食に恵みを与えてくれる欠かすことのできない存在であり、きれいに澄んだ水流には、ハヤやドジョウ、テナガエビなど様々な生き物が生息し、子どもたちは水遊びにいそしんでいます。

「海」の環境では、森や川から適切に栄養が運ばれ、小田原近海が豊かで、漁業が引き続き成り立つ環境が保たれています。

各種環境基準に適合することにより、森里川海が良好な状態を保ち、子どもたちや市内外の様々な人が親しみを持って日常的に触れ合っており、小田原の豊かな自然環境の魅力を広く伝え、森里川海を守り育てていくための体制づくりが進んでいます。

【成果指標】

自然環境調査において確認できた生物の種数割合（％）		
令和元（2019）年度 100％	令和6（2024）年度 100％	令和12（2030）年度 100％
平成29（2017）年から令和元（2019）年まで市で実施した自然環境調査における「小田原の森里川海街で広く確認され各環境を指標する種（80種）」のうち、モニタリング調査における当該調査地点において確認された種数割合を算出する。		

〔取組の柱〕 5－1 生態系の維持保全

生き物たちの豊かな個性とつながりである生物多様性の保全に留意しながら、希少な動植物を守り育てる活動を進めるほか、市民の安全安心な生活のために、民間団体や狩猟者などと連携しながら有害鳥獣の追い払いや捕獲を進めます。

〔詳細指標〕

農作物の鳥獣被害額（千円）	
令和2（2020）年度 13,329千円	令和6（2024）年度 12,586千円
市の調査報告に基づく神奈川県公表データから把握 （目標値は、小田原市鳥獣被害防止計画による。）	

〔主な取組〕 ○重点的な取組

- ・ 自然環境モニタリング調査等の実施
- ニホンザルやイノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣対策
- ・ メダカやコアジサシの保護や啓発活動

主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンザルやイノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣対策	有害鳥獣対策の周知・啓発		
	有害鳥獣の捕獲作業		



箱わなによる鳥獣被害対策

〔取組の柱〕 5－2 森里川海の保全・活用

森里川海がひとつらなりになった豊かな自然環境を生かした地域循環共生圏の構築を目指します。

暮らしを支える豊かな自然環境や、そのつながりの中で多様な生物が営む地域全体の生態系を守り、再生していきます。

森林の有する水源かん養などの公益的機能を発揮するため、間伐や枝打ちなどの森林整備を計画的に実施し、より公益性の高い多種多様な森林の育成を図るとともに、さまざまな生物が生息することのできる広葉樹を主体とした森林の再生を促します。また、市民が身近に親しめる自然空間や、さまざまな活動や学習のフィールドとしての里山の再生に向けた地域の取組を支援するほか、耕作放棄地³¹解消の取組を進めることなどにより、農地の適切な維持・保全に努めます。

酒匂川水系の豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、市民との協働により、河川環境の保全活動や環境教育を進め、水質の保全や環境維持向上に努めます。また、治水や水質の安全性を保ちつつ、市民の憩いの場として水辺を親しめる多自然水路を整備・保全します。

限りある水産資源の保護と育成を進めるとともに、安全性・持続性・多様性の観点から小田原漁港・漁場の整備を進めます。

〔詳細指標〕

〔森〕 小田原市森林整備面積 (ha)	
令和2 (2020) 年度 28ha	令和6 (2024) 年度 28ha
市事業実績による	
〔里〕 耕作放棄地面積及び累計解消面積 (ha)	
令和2 (2020) 年度 178ha・5.7ha	令和6 (2024) 年度 176ha・7.7ha
市事業実績による	
〔川〕 酒匂川水系保全協議会実施イベント参加者数 (人)	
令和2 (2020) 年度 88人	令和6 (2024) 年度 330人
酒匂川水系保全協議会事業実績による	

³¹ 農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」とされ、農家等の意思に基づき調査把握したもの。

〔海〕 小田原漁港の水揚げ量（t）	
令和2（2020）年度 2,816 t	令和6（2024）年度 2,895 t
市事業実績による あわせて、小田原近海（二宮、真鶴含）に設置されている定置網でとれた魚の量及び魚の種類を把握	

【主な取組】 ○重点的な取組

○おだわら森林ビジョンに基づく施策の推進・森林整備

- ・小田原産木材の活用（学校木の空間づくり事業）
- ・地域水源林の整備
- ・里山づくり推進事業費の補助

○農業振興地域の管理

- ・農道・用排水路整備・維持管理
- ・農業の有する多面的機能発揮促進事業への支援
- ・耕作放棄地の予防対策
- ・農業の生産振興（環境保全型農業の推進）

○酒匂川水系のフィールド体験

- ・酒匂川水系の生物相調査
- ・河川の水質・動植物調査
- ・多自然水路の整備・保全
- ・小田原漁港の整備促進

○稚魚・稚貝の放流支援・藻場礁設置支援

主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
おだわら森林ビジョンに基づく施策の推進・森林整備	おだわら森林ビジョン、森林整備計画		
地域水源林の整備	木材搬出方法の設定等の見直し	森林整備計画による事業実施・進捗管理	
酒匂川水系のフィールド体験	フィールドワーク事業・環境保全講演会の実施		
	アユの放流体験事業・自然体験教室の実施		

6 生活環境保全（施策6）



- ◆関連計画 小田原市斎場整備基本プラン
- ◆関連計画 小田原市扇町クリーンセンター長寿命化計画
- ◆関連計画 小田原市緑の基本計画

〔目標〕

一人ひとりが安心して快適に暮らせるまちを目指し、良好な生活環境を守ります。

〔2030年に目指す姿〕

まちなかにおける街路樹の整備などにより、緑豊かな環境が生み出されています。
また、安心して利用できる魅力ある公園の整備や管理に地域と連携した取組が行われています。

歴史的建造物を核とした街なみと良好な住環境が保たれています。

一人ひとりの環境美化意識が一層高まり、道路など公共の場がきれいな状態に保たれ、快適な生活が送られるとともに来訪者にとっても気持ちの良いまちになっています。

し尿、浄化槽汚泥等について、適正な処理を行い、生活環境が良好に保たれています。

〔成果指標〕

小田原が住みやすいと思う人の割合（％）		
令和3（2021）年度	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
95.8％	95.8％	95.8％
市民意識調査（まちづくりに関する市民アンケート）より		

〔取組の柱〕 6－1 快適な街の維持保全

まちなかにおける民有地や公共空間の緑化などを推進するとともに、街路樹の再整備や改善によるみどりの創出や質の向上を図ることで、持続可能な緑化を推進します。また、安心して利用できる魅力ある公園の整備や管理を、市民や企業などと協働で取り組むとともに、公園の多面的な機能をより高め、発揮するために、地域の実情に応じた取組を推進します。

優れた景観への誘導を促進し、歴史的建造物を核とした街なみを形成することを目的に、回遊性の向上、良好な居住環境創出のため、景観計画重点区域の拡充や、市民による自主的な景観形成の支援などに取り組みます。また、地域が主体となって地域の資産を活用したまちづくりを推進する体制の確立を支援します。

〔詳細指標〕

再整備した街区公園数（公園）	
令和2（2020年度）	令和6（2024）年度
—	2公園
市事業実績による	

〔主な取組〕 ○重点的な取組

- ・ 民有地や公共空間の緑化支援
- 街区公園・街路樹の再整備
 - ・ 公園等の適切な維持管理
 - ・ 保存樹・保存樹林奨励金の交付や標識設置
 - ・ 景観計画重点区域の拡充
 - ・ 景観形成修景費の補助

主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
街区公園の再整備	計画・工事・効果検証 （1公園め、整備完了）	→	計画 （3公園め、2025年に工事予定）
街路樹の再整備	→	計画・工事・効果検証 （2公園め、整備完了）	→
	街路樹診断調査・計画	樹木の植替え	→

〔取組の柱〕 6－2 美化の推進と衛生環境の保持

市民の環境美化意識をさらに高め、ごみの投棄や落書きなどのないきれいなまちづくりを進めるとともに、害虫駆除やし尿処理などの公衆衛生環境の保持に努めます。また、犬・猫飼い方マナー啓発看板の貸与や犬のしつけ教室を実施し、糞尿被害の減少に取り組むとともに市民のニーズに適切に対応した斎場を運営します。

〔詳細指標〕

美化清掃実施回数（回）	
令和2（2020）年度	令和6（2024）年度
276回	500回
市事業実績による	

〔主な取組〕 ○重点的な取組

- ・ ボランティア清掃をする方へのごみ袋の配布
- 環境美化推進員の育成
 - ・ 環境美化促進重点区域の喫煙所の管理
 - ・ 害虫駆除やし尿などの収集
 - ・ 犬・猫飼い方マナーの周知や野良猫の去勢・不妊手術費補助金の交付
 - ・ 斎場の管理運営
 - ・ 扇町クリーンセンターの管理運営・長寿命化

主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ボランティア清掃をする方へのごみ袋の配布	ボランティア清掃に係る普及啓発		
環境美化推進員の育成	環境美化推進員研修の実施		
犬・猫飼い方マナーの周知	犬・猫飼い方マナー啓発看板の貸与		



環境美化推進員研修会

〔取組の柱〕 6-3 公害対策

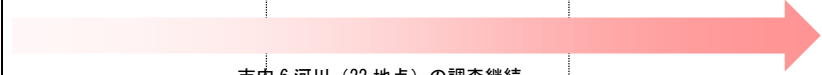
人間が豊かな自然環境を享受するため水質など環境保全に関する調査や監視を行います。

〔詳細指標〕

主要河川の水質調査	
令和2（2020）年度 100%	令和6（2024）年度 100%
市事業実績による	
生活環境に対する苦情件数（件）	
令和2（2020）年度 59件	令和6（2024）年度 減少
市事業実績による	

〔主な取組〕 ○重点的な取組

- 河川・地下水等の水質調査
 - ・自動車騒音調査等の環境調査
 - ・環境や水質保全のための事業者への立入調査

主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
河川の水質調査	 市内6河川（22地点）の調査継続		



河川の水質調査

第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

【公民連携】

市民・事業者・団体・行政は、小田原の自然環境から恵みを受けて生活し、活動していると同時に、環境に負荷を与える存在でもあります。また、昨今、地域が抱える課題は高度化・複雑化し、ひとつの分野や主体だけでは課題解決を図ることが難しくなりつつあります。

そのため、市民・事業者・団体の「民」の力と行政とが積極的に関わり合い、相互にパートナーシップを組んで、それぞれの分野で持続可能な活動ができるよう、環境の保全・活用に取り組む体制を築いておくことが重要です。

これまで培ってきた環境分野の取組におけるパートナーである、環境活動団体や企業、個人で組織された環境保全に係るプラットフォーム組織「おだわら環境志民ネットワーク」、市民や企業との協働組織で、環境・エネルギー分野における取組の普及啓発等を行う「おだわらゼロカーボン推進会議³²」、環境ボランティア団体の連携組織である「小田原市環境ボランティア協会³³」、生ごみ堆肥化を推進する市民組織「小田原生（いき）ごみクラブ³⁴」といった既存の連携体制を持続・発展させていくとともに、持続可能なまちづくりに向けて、多種多様な分野におけるパートナーとの連携・協力を柔軟に図っていく必要があります。

【行政における推進体制の整備】

新たな課題の解決に能動的に対応するため、行政の各部署が一丸となって第3次環境基本計画の推進に取り組む必要があります。

そこで、小田原市環境基本計画推進本部（本部会議及び推進部会会議）を引き継ぎ、新たにゼロカーボン・環境共生推進本部を設置・運営し、関係各課などの意見を聴取して、庁内の合意形成を図りながら、庁内連携によって環境基本計画を推進します。

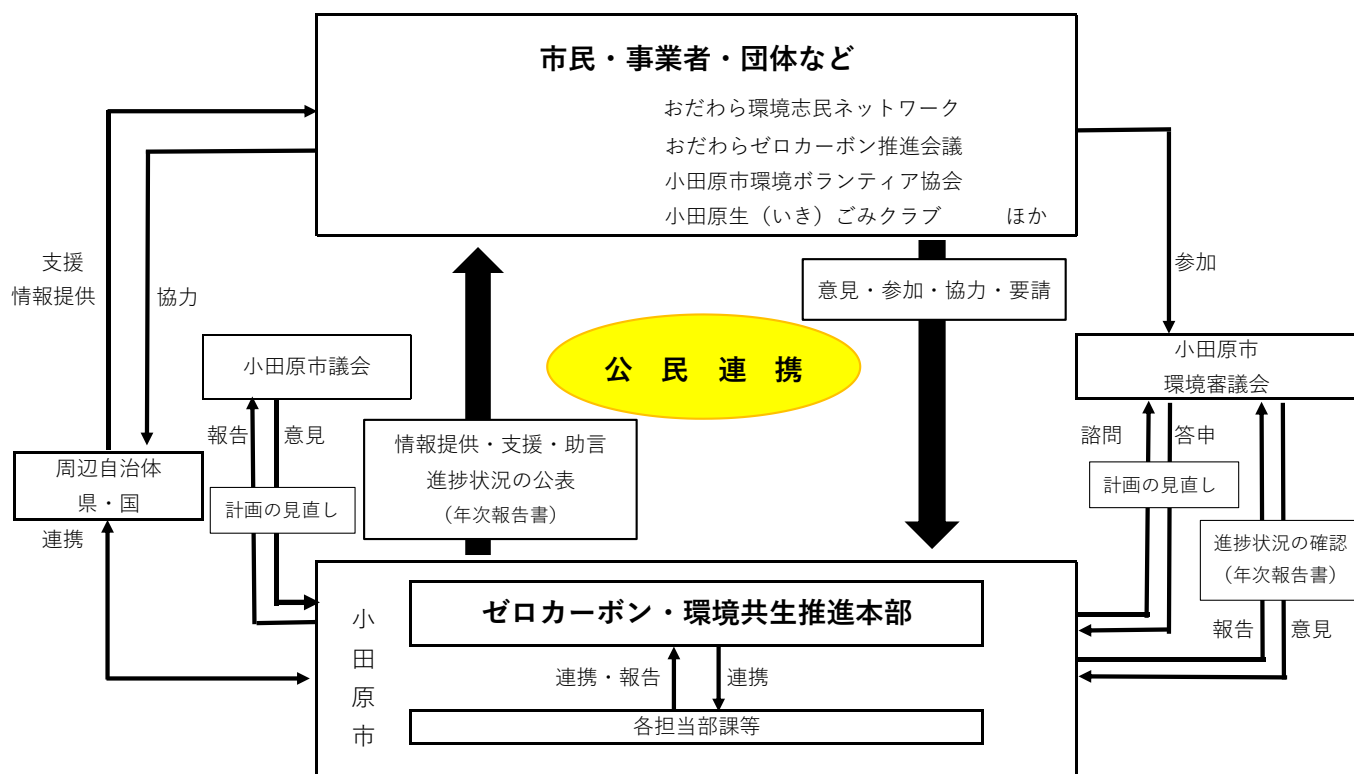
また、大気汚染など広域的な課題に対しては国、県、近隣自治体との連携を強化し、積極的な対応を図っていきます。

³² 脱炭素社会（ゼロカーボン）の実現に資する取組の調査・研究や普及啓発事業を行っている、市民・事業者により構成された組織。

³³ 環境ボランティアを実践する団体や個人などの会員相互の情報交換、親睦団体。

³⁴ 生ごみの堆肥化を継続的に推進し、生ごみを減量することを目的に結成された市民組織。

〔第3次環境基本計画の実施体制〕



2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、毎年、年次報告書を作成します。

年次報告書において、毎年、取組の進行管理を行うとともに、3年に1度、指標の達成状況等を管理するための評価を行い、計画の見直しを行います。

また、年次報告書については、小田原市環境審議会へ報告するとともに、市民・事業者・団体等へ、市公共施設窓口やHPなど、様々な広報媒体を通じて広く公表することとし、公表にあたっては、環境の取組など分かりやすく記載していくこととします。

空白ページ

資料編

- 1 計画策定の経緯
- 2 小田原市環境審議会委員
- 3 小田原市環境基本計画の策定について（諮問）
- 4 小田原市環境基本計画の策定について（答申）
- 5 市民意見（パブリックコメント）の概要
- 6 環境行政のあゆみ（条例、計画等の変遷）
- 7 環境保全に関する諸条例
- 8 環境行政に係る個別・関連計画一覧
- 9 主な取組における事業一覧
- 10 用語集

空白ページ

1 計画策定の経緯

年 月 日	経 過 及 び 概 要
令和3年 5月27日	令和3年度第1回小田原市環境審議会 ・小田原市環境基本計画等の策定の方針（案）について ・部会の設置について
令和3年 8月10日	小田原市長から小田原市環境審議会へ諮問 ・「小田原市環境基本計画の策定について（諮問）」
令和3年 8月13日	令和3年度第1回小田原市環境審議会・基本計画策定検討部会 ・新たな計画の基本的事項について ・計画の骨子案について ・新たな「望ましい環境像」の検討
令和3年 10月29日	令和3年度第2回小田原市環境審議会 ・令和3年度年次報告書（案）について ・新たな「望ましい環境像」について
令和3年 12月22日	令和3年度第2回小田原市環境審議会・基本計画策定検討部会 ・新たな「望ましい環境像」について ・基本目標の設定について ・成果指標の設定について ・目次案について
令和4年 2月21日	令和3年度第3回小田原市環境審議会・基本計画策定検討部会 ・成果指標と構成について ・計画の全体像について
令和4年 3月29日	令和3年度第3回小田原市環境審議会 ・「小田原市環境基本計画」素案について
令和4年 4月21日 ～ 5月20日	市民意見募集（パブリックコメント）の実施 ・提出者数： 3名、意見総数： 21件
令和4年 4月26日	小田原市議会（総務常任委員会）へ報告
令和4年 6月9日	令和4年度第1回小田原市環境審議会 ・小田原市環境基本計画の策定について（答申）（小田原市環境基本計画」案）について 小田原市環境審議会から小田原市長へ答申 ・「小田原市環境基本計画の策定について（答申）」
令和4年 7月1日	答申に基づき、第3次小田原市環境基本計画を策定

2 小田原市環境審議会委員

(第13期 令和2年4月1日～令和4年3月31日)

区 分		役 職	氏 名
学識経験者		法政大学社会学部教授	◎ 田中 充
学識経験者		東京都立大学都市環境学部教授	■ 奥 真美
学識経験者		(株) 杉山・栗原環境事務所取締役	□ 杉山 涼子
学識経験者		兵庫県立大学環境人間学部准教授	増原 直樹
その他市長が必要と認める者	市民代表	小田原市自治会総連合 環境福祉部会長	○□ 森 正
	市民代表	一般公募	尾崎 寿一
	市民代表	一般公募	下田 成一
	市民代表	一般公募	福澤 裕
	企業代表	小田原箱根商工会議所議員	岩村 佳紀
	農林水産業代表	かながわ西湘農業協同組合 組織相談部部長	□ 高橋 征人
	環境省職員	関東地方環境事務所環境対策課長	増田 大美
	神奈川県職員	神奈川県県政地域県政総合センター 環境部長	□ 人見 孝

◎：小田原市環境審議会会長

○：同 副会長

■：小田原市環境審議会・計画策定検討部会長

□：同 部会員

(第14期 令和4年4月1日～令和6年3月31日)

区 分		役 職	氏 名
学識経験者		法政大学名誉教授	◎ 田中 充
学識経験者		東京都立大学都市環境学部教授	奥 真美
学識経験者		(株)杉山・栗原環境事務所取締役	杉山 涼子
学識経験者		兵庫県立大学環境人間学部准教授	増原 直樹
その他市長が必要と認める者	市民代表	小田原市自治会総連合 環境福祉部会長	○ 森 正
	市民代表	一般公募	中川 愛香
	市民代表	一般公募	深野 彰
	市民代表	一般公募	宝子山 尚生
	企業代表	小田原箱根商工会議所議員	鈴木 大介
	農林水産業代表	かながわ西湘農業協同組合 組織相談部部长	多田 薫
	環境省職員	関東地方環境事務所環境対策課長	増田 大美
	神奈川県職員	神奈川県環境科学センター 調査研究部調査研究部長	坂本 広美

◎：小田原市環境審議会会長

○：同 副会長

3 小田原市環境基本計画の策定について（諮問）

環政第 50 号
令和 3（2021）年 8 月 10 日

小田原市環境審議会

会 長 田 中 充 様

小田原市長 守屋 輝彦

小田原市環境基本計画の策定について（諮問）

小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例（平成 6 年 9 月 30 日条例第 17 号）第 7 条第 2 項及び第 9 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、次の事項について諮問します。

諮問事項

小田原市環境基本計画の策定はいかにあるべきか。

諮問理由

新たな環境基本計画を策定するにあたり、小田原市の基本構想や現行計画の成果を踏まえるとともに、環境に係る最新の社会情勢や市民意識等を反映し、新たな目指すべき環境像を掲げ、それを達成するための目標や取組などを示すため。

4 小田原市環境基本計画の策定について（答申）

環審第1号
令和4年6月9日

小田原市長 守屋 輝彦 様

小田原市環境審議会
会長 田中 充

小田原市環境基本計画の策定について（答申）

令和3年8月10日付け環政第50号により当審議会に諮問された標記事項について、当審議会では、慎重に審議したところ、別添（第3次小田原市環境基本計画案）のとおり結論を得たので答申します。

環境基本計画の策定にあたっては、次に示す計画策定の基本的な考え方等について要望します。

1 計画の策定の基本的な考え方

新たな計画の策定にあたり、次のことを基本的考え方とする。

- (1) 本計画は、小田原市美しく住みよい環境づくり基本条例第7条に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に推進するために策定される計画であり、市の総合計画や関連計画、国・県の施策等との整合性を保つことが必要である。
- (2) 計画の基本的構成として、持続可能な環境都市の実現を目指し、SDGsの視点や気候変動などの国際的課題について対応するとともに、現代の社会情勢に照らした新たな環境課題に取り組むことが必要である。
- (3) 現行計画に掲げる環境像を踏まえつつ、時代潮流の変化や市民意識の動向などの的確に反映して、新たな時代にふさわしい望ましい環境像を掲げるとともに、その実現に向けた施策や目標、具体的な取組を示すことが必要である。

2 計画策定の基本的事項

計画の策定における主な基本的事項は、次のとおりとする。

- (1) 第1章「環境基本計画の基本的事項」では、計画の位置付けとして、本計画が環境行政の上位計画であること等を踏まえ、同時に策定中の「小田原市地球温

暖化対策推進計画」や「小田原市エネルギー計画」と連携する内容であること。

現行計画の計画期間は令和4年度末までであるが、市の総合計画とあわせて、本計画の計画期間は、令和4年度から令和12年度までの9年間とするとともに、3年ごとに見直しを図るものとする。

(2) 第2章「小田原市の現況、課題、市民意識」では、現行計画の実施に伴う成果と課題を明らかにするとともに、環境に対する市民意識を的確に把握して、望ましい環境像の設定や取組の方向性、計画の体系の構成に繋げること。

(3) 第3章「望ましい環境像、取組の方向性、計画の体系」の「望ましい環境像」では、現行計画に掲げる環境像の方向性を確保しつつ、今日の環境問題や市民意識の動向、国・県・国際社会などの小田原市を取り巻く社会情勢を踏まえ、新たな時代に即した目指すべき望ましい姿として設定すること。

「望ましい環境像」を実現するための基本方針として「取組の方向性」を示すとともに、施策や目標、指標、取組の柱、主な取組などを記載した「計画の体系」を図示すること。

(4) 第4章「望ましい環境像を達成するための取組内容」では、「計画の体系」に基づく施策の具体的内容について記載するとともに、施策ごとの目標の達成状況として令和12年度までの目標値を分かりやすく明示すること。

(5) 第5章「推進体制と進行管理」では、市全体として計画の推進に取り組む体制を明記するとともに、着実な進行管理を図る方法を示すこと。

計画内容の構成に際しては、市民等に分かりやすい表記となるよう工夫し、必要に応じて図や写真などを記載すること、専門用語を使用する場合には、用語解説を記載することなどの配慮が必要である。

さらに、計画の概要版を作成し活用することにより、広く市民や事業者に周知して協力を得るなどの対応が求められる。

以上を踏まえ、小田原市環境基本計画の策定を行うとともに、計画を実効あるものとするため、施策の実施に際して市の積極的かつ真摯な取組を期待する。

令和3年8月10日 小田原市長（守屋市長）から小田原市環境審議会（田中会長・森副会長）への諮問



守屋市長

田中会長（オンライン）

森副会長

令和4年6月9日 小田原市環境審議会（田中会長・森副会長）から小田原市長（守屋市長）への答申



森副会長

田中会長

守屋市長

5 市民意見（パブリックコメント）の概要

「第3次小田原市環境基本計画（素案）」を市ホームページや行政情報センター、各タウンセンター、中央図書館（かもめ）、小田原駅東口図書館で公開して意見を募集した。

募集期間 令和4（2022）年4月21日～5月20日

件数等 21件（3人）

無効な意見提出 3件（1人）

市民意見の概要

環境基本計画の内容に関すること・意見 21件

- ・市民による環境学習・活動推進の強化について
- ・自然共生に関する目標と施策の内容について
- ・地球温暖化対策の推進に係る成果について
- ・市民の環境配慮行動について
- ・脱炭素社会の実現に向けた目標と施策の内容について

6 環境行政の歩み（条例、計画等の変遷）

年 月 日	概要
昭和51年 7月 20日	・市の木に「くろまつ」、市の花に「うめ」を指定
平成 5年 4月 1日	・小田原市役所に環境部が新設される
平成 6年 4月 1日	・小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の施行
平成 7年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例の施行 ・小田原市緑と生き物を守り育てる条例の施行 ・小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例の施行 ・小田原市豊かな地下水を守る条例の施行 ・小田原市廃棄物処理施設の設置等に関する条例の施行
平成 7年 8月 1日	・市の鳥に「コアジサシ」を指定
平成10年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次小田原市環境基本計画の策定〔平成18年改定〕（計画期間：平成10年3月～平成23年3月） ・小田原市低公害車普及促進計画の策定（※2）
平成11年 3月	・小田原市環境行動計画の策定〔平成15年・平成19年改定〕（※2）
平成12年 2月	・小田原市地域新エネルギー計画の策定（※2）
平成13年 2月	・第1次小田原市一般廃棄物処理基本計画の策定
平成13年 3月 1日	・市の魚に「メダカ（淡水魚）」、「アジ（海水魚）」を指定
平成19年 6月	・小田原市地球温暖化対策地域推進計画の策定（※1）

年 月 日	概要
平成 20 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 次小田原市一般廃棄物処理基本計画の策定
平成 26 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例の施行
平成 23 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 次小田原市環境基本計画の策定〔平成 29 年改定〕（計画期間：平成 23 年度～令和 4 年度） 小田原市地球温暖化対策推進計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> （※1）小田原市地球温暖化対策地域推進計画を継承 （※2）小田原市低公害車普及促進計画・小田原市環境行動計画・小田原市地域新エネルギー計画を統合
平成 26 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 次小田原市一般廃棄物処理基本計画の策定
平成 27 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市エネルギー計画の策定
令和 2 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 次小田原市一般廃棄物処理基本計画の策定
令和 4 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 次小田原市環境基本計画の策定（計画期間：令和 4 年度～令和 12 年度）

7 環境保全に関する諸条例

○小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例（平成6年9月30日条例第17号）

わたくしたちのまち小田原は、緑あふれる山、美しい海、そして清らかな川に囲まれた豊かな自然環境と小田原城跡に代表される歴史的文化遺産を有し、これまで着実な発展を続けている。

今を生きるわたくしたちは、この恵み豊かな環境が、現在及び将来の世代の共有財産であることを強く認識し、今ある環境を守り、育て、そして将来へ向けて確実に引き継いでいく大きな責務を負っている。

そこで、わたくしたちは、小田原が、今ある環境を損なうことなく、自然と調和した健全で持続可能な発展をとげ、きらめく未来を迎えるために、今、何をしなければならぬかを考え、行動することを決意して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むためには、良好な環境を保全し、及び創造していくことが極めて重要であることを再認識し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する政策の理念及び基本的施策その他必要な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（環境の保全等に関する政策の理念）

第2条 市の環境の保全等に関する政策の理念は、次のとおりとする。

- （1）健全で豊かな環境のもたらす恵みは、現在及び将来にわたって持続的に享受されるべきものであること。
- （2）市、市民及び事業者は、大気、水、緑等の環境資源が有限であるとの認識のもとに、協同してその適正な管理に努めるべきものであること。
- （3）市の施策は、地球規模の環境問題に配慮し、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨として実施されるべきものであること。
- （4）環境の保全等に関する施策は、環境の変化に迅速かつ的確に対応できるよう科学的かつ総合的に実施されるべきものであること。

（市の責務）

第3条 市は、環境の保全等に関する政策の理念にのっとり、市民の意見を尊重して環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らの日常生活から生ずる環境の保全上の支障を防ぐよう努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市の規制及び指導を遵守し、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

（環境の保全等に関する基本的施策）

第6条 市は、環境の保全等に関する政策の理念の実現を図るため、次に掲げる施策を重点的に実施するものとする。

- （1）良好な自然環境の保全及び創造に寄与するため、緑地及び地下水の保全、生態系の保護その他環境の保全上の支障を防止するために必要な施策を策定し、及び実施すること。

- （2）良好な生活環境の保全及び創造に寄与するため、都市の緑の創造、地域の環境美化の促進その他市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に必要な施策を策定し、及び実施すること。

- （3）市民の環境の保全等に関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため、環境の保全等に関する学習の機会を充実に努めること。

（環境基本計画）

第7条 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、市の基本構想を踏まえ、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する環境基本計画を策定する場合には、小田原市環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境調査）

第8条 市長は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うものとする。

（小田原市環境審議会）

第9条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、小田原市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1）環境基本計画の策定及び変更に関すること。

- （2）環境の保全等に関する重要事項

- （3）前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事項

- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 4 委員は、環境の保全等に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（市民活動への支援等）

第10条 市は、市民及び事業者が自主的に行う環境の保全等に関する活動を支援するとともに、その活動を促進するため環境の保全等に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

（国等への措置要請）

第11条 市長は、良好な環境を保全し、及び創造するため、国又は他の地方公共団体の権限に属するもの及び広域的な対策の必要があると認めるものについては、当該機関と協議し、又は必要な措置を要請するものとする。

（市の木等の指定）

第12条 市長は、市民の環境の保全等に関する意識の高揚を図るため、市の木、市の花、市の鳥及び市の魚を定めるものとする。

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

○小田原市緑と生き物を守り育てる条例（平成6年9月30日 小田原市条例第18号）

緑の環境保全、緑化の推進及び野生動物の保護に関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、市民生活の潤いを確保するために制定しました。

<主な事項>

- ・緑の環境保全地区の指定
- ・公共施設、宅地の緑化
- ・野生の生き物保護区の指定
- ・保存樹の指定
- ・みどりの協定の締結
- ・罰則

○小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例

（平成6年9月30日 小田原市条例第19号） （平成21年3月26日 改正）

ごみの散乱や歩きたばこ、深夜花火などを防止し、市・市民・事業者及び所有者などの責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定め、地域の環境美化や良好な生活環境の保護を図るために制定しました。

<主な項目>

- ・空缶や吸殻等、廃棄物の散乱の防止
- ・美化重点地区の指定と地区内の歩行喫煙の禁止
- ・自動販売機設置に届出と回収容器設置の義務
- ・深夜に公共の場所での花火を禁止
- ・飼い主に犬・猫のふん尿の処理義務
- ・周辺環境美化対策施設の指定
- ・環境美化推進員の選任
- ・罰則

○小田原市豊かな地下水を守る条例（平成6年9月30日 小田原市条例第20号）

工場及び事業場における地下水の採取に関して必要な事項を定めることにより、豊かな地下水を保全するために制定しました。

<主な項目>

- ・地下水採取の届出と地下水の保全
- ・地下水採取量の報告義務
- ・罰則
- ・地下水採取規則区域の指定
- ・地下水（水位）の監視

○小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

(平成5年9月30日 小田原市条例第23号)

ごみの排出抑制、有効利用と適正な処理に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため制定しました。

<主な項目>

- ・市、市民及び事業者の責務を規定
- ・資源回収事業者への支援
- ・一般廃棄物収集運搬業などの許可制度
- ・清掃指導員の設置
- ・一般廃棄物処理計画の告示
- ・一般廃棄物の持ち去り禁止
- ・適正処理困難物の指定
- ・罰則

○小田原市廃棄物処理施設の設置等に関する条例

(平成6年12月22日 小田原市条例第28号)

廃棄物処理施設の設置に係る事業者と関係人等が環境保全上の支障について意見を交換する機会を確保すること等により、事業者と関係人との間の紛争を防止、調整するために制定しました。

<主な項目>

- ・予定計画書の提出
- ・意見書の提出
- ・公聴会の開催
- ・終了告示
- ・市長によるあっせん
- ・説明会の開催
- ・見解書の提出
- ・再見解書の提出
- ・県知事への経過概要報告と周辺首長の意見の聴取
- ・設置者との協定の締結

○小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例

(平成26年3月31日 小田原市条例第21号)

再生可能エネルギーの利用等の促進に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策及び防災対策の推進並びに地域の活性化を図るため制定しました。

<主な項目>

- ・市、市民及び事業者の責務を規定
- ・学習の機会の提供及び知識の普及啓発
- ・市民参加型再生可能エネルギー事業の認定
- ・市民参加型再生可能エネルギー事業への支援
- ・エネルギー計画の策定
- ・再生可能エネルギー事業への支援
- ・市民参加型再生可能エネルギー事業の周知

8 環境行政に係る個別・関連計画一覧

頁	名称	概要	関連施策
8, 47	小田原市地球温暖化対策推進計画 (平成 23～令和 4 年度)	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。令和 4 年におけるCO ₂ 総排出量を、平成 2 年比で 25%削減することを目標に掲げています。	施策 3 脱炭素
8, 47	小田原市エネルギー計画 (平成 27～令和 4 年度(短期)・令和 32 年度(長期))	「エネルギーを地域で自給する持続可能なまち」を目指すべき将来像に掲げ、再生可能エネルギーの利用に向けた長期目標・短期目標を設定するとともに、市内で生活や事業活動を行う人々が再生可能エネルギーの利用等に取り組むための方向性を示す計画です。	施策 3 脱炭素
8, 50	第 4 次小田原市一般廃棄物処理基本計画 (令和 2～11 年度)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、排出の抑制方策、分別収集するものの種類及び区分等を定めています。	施策 4 資源循環
8	第 2 期小田原市SDGs 未来都市計画 (令和 4～6 年度)	持続可能な開発目標(SDGs)の理念に沿って、先進的に取組を推進しようとする都市として、国に選定された都市が、設定した目標を達成するために取り組む施策をまとめた計画です。	
8	第 2 期小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和 2～6 年度)	人口減少・少子高齢化に伴う諸問題の解決を目的に、まち・ひと・しごとに視点に置き、地方創生に取り組むための目標や地方創生に資する本市の取組をまとめたもの。	
8	小田原市都市計画マスタープラン (平成 23～令和 4 年度)	都市計画法の基づき、市が定める都市計画に関する基本的な方針で、まちづくりの将来ビジョン、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、土地利用や都市施設の方針などを定めています。	

頁	名称	概要	関連施策
8	小田原市立地適正化計画 (平成 29～令和 22 年度)	都市再生特別措置法に基づき、今後の少子高齢化等の課題に対応するため、居住や都市機能の誘導による集約型都市の形成を図り、人口密度の維持、公共交通の充実等による持続可能な都市経営を行うための計画です。	
8	小田原市景観計画 (平成 18 年 2 月～)	景観法に基づき、小田原の特性を生かした美しさを持つ景観を目指すため、区域、区域ごとの景観形成の方針、行為制限などを定めるとともに、景観計画重点区域の拡大や景観重要建造物指定の検討を推進する計画です。	
8, 58	小田原市緑の基本計画 (平成 28 年 3 月～令和 17 年度)	都市緑地法に基づく、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。令和 3 年 3 月に増補版として改訂しました。	施策 6 生活環境保全
8	小田原農業振興地域整備計画 (平成 25 年度～)	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内における優良農地の確保と総合的な農業の振興、農村の整備について定めた計画です。	
50	小田原・足柄下地域循環型社会形成推進地域計画 (令和 2～6 年度)	1 市 3 町(小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町)の広域での廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示すものであり、具体的な施策を講じて施設などの整備を図るものです。	施策 4 資源循環
50	小田原市環境事業センターごみ焼却施設長寿命化計画書 (平成 28～令和 16 年度)	老朽化したごみ焼却施設を延命化するため、基幹的設備改良事業の実施と施設保全について定めた計画です。	施策 4 資源循環
53	小田原市鳥獣被害防止計画 (令和 4～6 年度)	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、鳥獣被害への対策を効果的に行うための計画です。	施策 5 自然共生

頁	名称	概要	関連施策
53	おだわら森林ビジョン (令和3年度～)	平成24年度に策定した「森林・林業・木材産業再生基本計画」を包括した新たな森林に関する総合計画として、小田原の森林に関する施策を推進していくため、森林の将来や具体的な取組について示しています。	施策5 自然共生
53	小田原市森林整備計画 (平成30～令和9年度)	森林法に基づき、地域森林計画の対象となる民有林で5年ごとに策定する10年を1期とする計画で、地域の森林、林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方等を定めています。	施策5 自然共生
58	小田原市斎場整備基本プラン (平成30～令和22年度)	小田原市斎場の建替えにあたり、将来火葬需要の推計等に基づき、必要とする火葬炉数を含む施設の規模や課題を検討し、基本的な施設計画の方向性を定めています。	施策6 生活環境保全
58	小田原市扇町クリーンセンター長寿命化計画 (平成29～令和5年度)	平成2年5月の共用開始以来30年以上経過している小田原市扇町クリーンセンターが、今後も安定的な処理の継続ができるよう施設の長寿命化を図るための工事概要を定めた計画です。	施策6 生活環境保全

9 主な取組における事業一覧

取組の柱

主な取組		
事業名	事業内容	事業所管

1-1 環境資源の魅力発信

・観光、農業、林業、漁業、広報等との連携		
・地域資源を生かしたコンテンツ創出		
○森里川海ブランドの確立		
地域循環共生圏構築事業	地域循環共生圏の構築に向け、荒廃竹林や獣害対策など先導的な取組を創出する。 あわせて環境保全活動に係るプラットフォーム機能を担う「おだわら環境志民ネットワーク」の機能強化等を図る。	環境政策課

1-2 先導的事業の推進

・地域循環共生圏の構築に向けた検討や事業実施		
・環境課題への対応（荒廃竹林解消、獣害対策）		
○環境保全活動に係るプラットフォーム機能の強化		
地域循環共生圏構築事業	地域循環共生圏の構築に向け、荒廃竹林や獣害対策など先導的な取組を創出する。 あわせて環境保全活動に係るプラットフォーム機能を担う「おだわら環境志民ネットワーク」の機能強化等を図る。	環境政策課

2-1 環境学習・環境活動の推進

○市民による環境学習・活動推進		
環境活動推進事業	市民の環境意識の向上を図るため、将来を担う子どもたちに対する環境学習を行うとともに、市民による環境活動の促進を図る。	環境政策課
・環境団体等への活動支援		
・情報提供や共有		
地域循環共生圏構築事業	地域循環共生圏の構築に向け、荒廃竹林や獣害対策など先導的な取組を創出する。 あわせて環境保全活動に係るプラットフォーム機能を担う「おだわら環境住民ネットワーク」の機能強化等を図る。	環境政策課
・森林環境教育・木育		
木育推進事業	市内小学校児童を対象とした森林環境教育を行うほか、「森林の魅力」を伝えることができる人材の養成派遣、地域産木材で製作した新生児への誕生祝い品の贈呈など、各種普及啓発事業を行う。	農政課

3-1 地球温暖化対策の推進

・小田原市地球温暖化対策推進計画や小田原市エネルギー計画の策定及び推進		
地球温暖化対策推進計画・エネルギー計画 推進事業	小田原市地球温暖化対策推進計画及び エネルギー計画の策定及び改定、進捗 管理を実施する。	ゼロカーボン推進課
・地球温暖化対策に資する設備導入に対する支援		
○市民や事業者等における地球温暖化対策の推進		
地球温暖化意識啓発事業	家庭における地球温暖化対策に資する 設備導入に対し補助金を交付するとと もに、市民・事業者等における地球温 暖化対策を促進するための啓発活動を 行う。	ゼロカーボン推進課
・環境配慮契約の推進・普及		
市役所脱炭素化推進事業	市役所自らが率先して、脱炭素化の取 組を進めるため、公共施設への再生可 能エネルギーの導入や省エネの促進等 を図る。	ゼロカーボン推進課

3-2 エネルギーの地域自給の推進

○再生可能エネルギー設備導入に対する支援		
再生可能エネルギー導入促進事業	再生可能エネルギー事業に対する支援や、市民参加型再生可能エネルギー事業の認定・支援を行うとともに、再生可能エネルギー導入促進に向けた普及啓発を行う。	ゼロカーボン推進課
・地域マイクログリッドを通じた先進技術の実装		
・産業用蓄電池を活用したエネルギーマネジメント事業の実施		
分散型エネルギーシステム先行モデル構築事業	2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、その基盤となる仕組みを作るため、地域マイクログリッドを通じた要素技術の実装や、産業用蓄電池を活用したエネルギーマネジメント事業の構築など公民連携した取組を推進する。	ゼロカーボン推進課
・公共施設への環境に配慮した設備の検討		
市役所脱炭素化推進事業	市役所自らが率先して、脱炭素化の取組を進めるため、公共施設への再生可能エネルギーの導入や省エネの促進等を図る。	ゼロカーボン推進課
○ゼロカーボン・デジタルタウンの創出		
ゼロカーボン・デジタルタウン創造事業	デジタル技術を活用してゼロカーボンを実現する街を創り出すための調査研究を行う。	デジタルイノベーション課

4-1 ごみの減量化・資源化の推進

○食品ロスの削減		
・生ごみの資源化		
生ごみ減量・資源化推進事業	燃せるごみの減量化・資源化を推進するため、食品ロス削減の取組と家庭での生ごみ堆肥化の推進を図る。	環境政策課
・剪定枝の資源化		
事業系ごみ減量強化事業	事業活動に伴い生じる廃棄物の減量化・資源化のため、事業系剪定枝の資源化を行う。	環境政策課
焼却灰等資源化事業	ごみの適正処理のため、焼却灰・残渣等の処分及び資源化を行う。	環境政策課
○プラスチックごみの削減や資源化		
ごみ減量意識啓発事業	ごみの減量化・資源化を推進するため継続的な周知・啓発を行うとともに、環境情報紙「ゴミダス」の全戸配布を行うほか、プラごみ削減に向け、マイボトルの普及活動等の取組を行う。	環境政策課
容器等再資源化事業	ごみの適正処理のため、トレー・プラスチック類等の資源化を行う。	環境政策課
・紙布類の分別徹底		
古紙リサイクル事業	ごみの適正処理のため、紙・布類の収集及び資源化を行う。	環境政策課
・焼却灰等適正処理や資源化		
焼却灰等資源化事業	ごみの適正処理のため、焼却灰・残渣等の処分及び資源化を行う。	環境政策課

4-2 ごみの適正処理

○ごみの収集、運搬業執行体制の改善		
・大型ごみの収集受付のデジタル化検討		
ごみ収集運搬事業	家庭から出されるごみ（一般廃棄物）を収集し、清掃工場へ運搬する。	環境事業センター
・焼却施設の管理運営や修繕、今後のあり方検討		
焼却施設管理運営事業	焼却炉及び付帯施設を計画的に修繕等するほか、ごみの効率的な焼却処理に努めることにより、適正な施設の運営、維持管理を行う。	環境事業センター
・リサイクル施設などの管理運営、修繕		
リサイクル施設等管理運営事業	リサイクルセンター及びペットボトル減容施設において、適正な施設の運営、維持管理を行う。	環境事業センター
・埋立処分場の管理運営		
埋立処分場管理運営事業	堀ヶ窪埋立処分場及び中村原理立処分場の適正な施設の運営、維持管理を行う。	環境事業センター
・小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会の運営費補助を通じた新たな廃棄物処		
小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化推進事業	小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会の円滑な運営を図るとともに、ごみ処理広域化に向けた検討を行う。	環境事業センター

5-1 生態系の維持保全

・自然環境モニタリング調査等の実施		
環境基本計画推進事業	小田原市環境基本計画の策定及び改定、進捗管理を行うとともに、計画策定等に必要自然環境調査を行う。また、専門的な知見や市民意見を反映するため、小田原市環境審議会を運営する。	環境政策課
地域循環共生圏構築事業	地域循環共生圏の構築に向け、荒廃竹林や獣害対策など先導的な取組を創出する。 あわせて環境保全活動に係るプラットフォーム機能を担う「おだわら環境住民ネットワーク」の機能強化等を図る。	環境政策課
○ニホンザルやイノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣対策		
野猿等対策事業	第4次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、県・市・関係機関が一体となって野猿の被害防止に取り組む。また、有害鳥獣や外来生物による被害防止のため、捕獲檻の貸出し及び処分費等の支援（小動物のみ）を行う。	環境保護課
・メダカやコアジサシの保護や啓発活動		
コアジサシの保護事業	コアジサシの飛来状況の確認及び観察会を開催し、コアジサシの保護活動や啓発活動を行う。	環境保護課
メダカの保護事業	メダカの保護啓発を図るため、メダカのお父さんお母さん制度により、メダカの飼育希望者を公募し、メダカの配布を行う。	環境保護課

5-2 森里川海の保全・活用

○おだわら森林ビジョンに基づく施策の推進・森林整備		
森林整備事業	間伐や枝打ちなどの森林整備を行う。	農政課
・小田原産木材の活用（学校木の空間づくり事業）		
地域産木材利用拡大事業	小田原ならではの住まいづくり、木づかいを推進するほか、公共建築物への地域産木材の利用を促進する。	農政課
・地域水源林の整備		
森林整備事業	間伐や枝打ちなどの森林整備を行う。	農政課
・里山づくり推進事業費の補助		
里地里山再生事業	里地里山の保全や再生、活用に取り組む団体に対して補助する。	農政課
○農業振興地域の管理		
農業振興地域管理事業	農業振興地域整備計画更新のための基礎資料作成を委託する。	農政課
・農道・用排水路の整備・維持管理		
農道・用排水路整備事業	農道及び農業用排水路などの改良工事等を行うとともに、広域農道や農免農道など県営事業の負担金を支出し、農業生産基盤を整備する。	農政課
農道・用排水路維持管理事業	農道及び農業用排水路、農業用水利施設の適切な維持管理を行う。	農政課
・農業の有する多面的機能発揮促進事業への支援		
農業の有する多面的機能発揮促進事業	農業の有する多面的機能を発揮する活動を行う団体に対して交付金を支出する。	農政課

・耕作放棄地予防対策		
耕作放棄地活用支援事業	耕作放棄地化予防対策を団体に委託するほか、耕作放棄地の解消や生産条件が不利である中山間地域の農業活動に対して、補助金や交付金により支援する。また、国が行う経営所得安定対策において、販売価格が生産費を下回っている農業生産物の差額を交付するための確認事務等を行う。	農政課
・農業の生産振興（環境保全型農業の推進）		
農産物産地化事業	梅、茶、湘南ゴールド、レモン、オリーブの各生産振興団体に負担金等を支出してブランド化を推進するほか、たまねぎの価格が著しく低下した際に生産者に補填する事業に対して、補助する。また、農業用施設の整備等に係る融資への利子補給や畜産共進会への運搬・乳牛預託等への補助、さらに、環境保全型農業に取り組む農業者団体に対して、交付金を支出する。	農政課
○酒匂川水系のフィールド体験		
・酒匂川水系の生物相調査		
・河川の水質・動植物調査		
酒匂川水系保全事業	酒匂川水系保全協議会の事務局として、協議会事務及び事業を行う。	環境保護課
・多自然水路の整備・保全		
河川環境整備事業	自然環境と地域景観に配慮した多自然水路整備を行うとともに、整備完了後は水質や動植物への影響調査を継続的に行い、その有効性を検証する。	道水路整備課
・小田原漁港の整備促進		
小田原漁港等整備事業	神奈川県が事業主体となり整備を進める小田原漁港等整備事業の事業費負担金を支出するほか、小田原漁港振興協議会への補助や、フィッシングパークの検討を行う。	水産海浜課

6-1 快適な街の維持保全

・民有地や公共空間の緑化支援		
まちなか緑化支援事業	小田原駅周辺や地域拠点である公民館等の公共空間を緑化するとともに、小田原駅周辺の民有地を緑化した方に、花苗等の経費の一部を助成する。また、保育園等へ球根や肥料等を配布し、園児が草花を育てることを通じて緑への関心を高める機会を創出する。	みどり公園課
○街区公園・街路樹の再整備		
魅力ある街区公園・街路樹再整備事業	街区公園の再整備は、周辺住民のニーズ等を踏まえた再整備計画を作成し、魅力ある公園づくりを行うとともに、実施後の効果を検証し、他の公園の再整備へ繋げる。 また、街路樹の再整備は、樹木診断を行い、実施する路線を選定し、優先順位を付け、樹木の植替えを行う。	みどり公園課
・公園等の適切な維持管理		
街区公園等整備維持管理事業	街区公園等について、遊具点検や修繕等の維持管理を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、遊具を更新する。また、街路樹等の維持管理のため、高木剪定や低木刈込み等を行うほか、街区公園を維持管理する団体の増加に努める。	みどり公園課
・保存樹・保存樹林奨励金の交付や標識設置		
保存樹・保存樹林奨励金交付事業	保存樹・保存樹林の所有者に対して保存樹等奨励金を交付し、美観風致を維持し、緑を守る。	環境保護課
・景観計画重点区域の拡充		
景観形成促進事業	良好な景観の形成のため、景観上重要な案件について景観評価員へ意見聴取や講演会を開催する。また、適切及び迅速な屋外広告物許可事務のため、会計年度任用職員の雇用及び物件情報管理システムを導入している。	まちづくり交通課
まちなか再生支援事業	地域主体の持続可能なまちづくりの推進体制の確立に向け、景観形成や空き家・空き店舗利活用、担い手育成などのまちづくり活動ができるよう、地域住民、事業者、協議会の協力体制の構築を支援する。	まちづくり交通課
・景観形成修景費の補助		
景観形成修景事業	優れた景観への誘導を促進するため、景観計画重点区域内等において、景観の形成に著しく寄与する建築物の外観修景などに補助を行う。	まちづくり交通課

6-2 美化の推進と衛生環境の保持

<p>・ボランティア清掃をする方へのごみ袋の配布</p>		
<p>○環境美化推進員の育成</p>		
<p>地域美化促進事業</p>	<p>きれいなまちをつくるため、市民、事業者、行政との協働により、まちの美化を促進するとともに、身近な地域環境を快適に維持するため、自治会、ボランティア団体等の活動を支援し美化推進の啓発をする。</p>	<p>環境保護課</p>
<p>・環境美化促進重点区域の喫煙所の管理</p>		
<p>環境美化促進重点地区美化事業</p>	<p>環境美化促進重点地区を定期的に清掃することにより、ポイ捨てがしにくい環境づくりを実践する。また、ポイ捨て防止の啓発も行う。</p>	<p>環境保護課</p>
<p>・害虫駆除やし尿などの収集</p>		
<p>害虫駆除事業</p>	<p>水路から発生するユスリカ等の害虫や、スズメバチ・チャドクガ等の駆除を行う。また、市民の方より、蚊・ねずみの駆除剤の要望があった場合は配布等を行う。</p>	<p>環境保護課</p>
<p>し尿収集事業</p>	<p>くみ取り便所、浄化槽のし尿等を収集し、扇町クリーンセンターへ運搬する。</p>	<p>環境保護課</p>
<p>・犬・猫飼い方マナーの周知や野良猫の去勢・不妊手術費補助金の交付</p>		
<p>犬・猫飼い方マナー啓発事業</p>	<p>飼い主のモラルを高めるため、獣医師会との共催で犬のしつけ教室を開催するほか、ドッグランの試行的な開設や飼養マナー啓発看板の貸出し等を行う。</p>	<p>環境保護課</p>
<p>・斎場の管理運営</p>		
<p>斎場管理運営事業</p>	<p>安定した火葬を継続するため、指定管理者により、小田原市斎場の適切な維持管理運営を行う。</p>	<p>環境保護課</p>
<p>・扇町クリーンセンターの管理運営・長寿命化</p>		
<p>扇町クリーンセンター管理運営事業</p>	<p>し尿を希釈して公共下水道に放流していることから、小田原市下水道条例に基づく排水基準を遵守し、老朽化した設備等の更新及び修繕を行うとともに、市有施設の脱炭素化を進めるため、扇町クリーンセンターに太陽光発電設備を設置する。</p>	<p>環境保護課</p>

6-3 公害対策

○河川・地下水等の水質調査		
水質保全事業	河川、海域の常時監視調査や、工場・事業所の立入検査による排水の監視を行うとともに、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することで、生活排水対策を進める。	環境保護課
地下水・土壌保全事業	事業所の井戸ポンプの設置状況や揚水量を把握するとともに、市内の地下水位や水質の調査を実施する。また、土壌汚染調査の実施の指導等を行う。	環境保護課
・自動車騒音調査等の環境調査		
騒音振動対策事業	自動車騒音常時監視調査及び環境騒音調査を行い、市内の生活環境の状況の確認を行う。工場及び事業所の騒音、振動対策指導等を行う。	環境保護課
大気保全事業	窒素酸化物等の大気環境調査やダイオキシン類調査を行うことで、市内の大気環境の現状把握を行う。光化学スモッグやPM2.5に対応する体制の整備を行う。	環境保護課
・環境や水質保全のための事業者への立入調査		
公害防止対策事業	新しいタイプの公害問題が発生する度に法令改正があり、分析方法、防止対策等について、常に新しい知識が求められるため、研究会・研修会等で習得する。また、公害発生源への立入調査、監視を行い、指導体制の強化を図る。	環境保護課

10 用語集

《あ行》

イノベーション

(脚注番号 3) (P. 3)

革新的なモノ・コト・仕組みなどによって、これまでの常識が一変するような新たな価値を創出すること。

エネルギーマネジメント

(脚注番号 18) (P. 21, 49)

家庭や事業所の太陽光発電設備などで作られた電気を、蓄電池や電気自動車などにより、個別に調整するだけでなく、それらを束ねて需給調整を行うことにより、地域全体でエネルギーを効率よく利用する仕組み。

小田原生(いき)ごみクラブ

(脚注番号 34) (P. 62, 63)

生ごみの堆肥化を継続的に推進し、生ごみを減量することを目的に結成された市民組織。段ボールコンポストなどの生ごみ堆肥化の普及活動、生ごみサロン(集会)の企画運営、生ごみ通信(情報チラシ)の発行などを行い、市と協働して生ごみ堆肥化事業「生(いき)ごみ小田原プロジェクト」を推進している。

小田原市環境ボランティア協会

(脚注番号 33) (P. 62, 63)

平成8年6月に設立された環境ボランティアを实践する団体や個人などの会員相互の情報交換、親睦団体。市の事業、イベント等での清掃活動や会員情報誌の発行などを行っている。

おだわら環境志民ネットワーク

(脚注番号 17) (P. 19, 44, 46, 62, 63)

環境団体・企業・個人の連携・協働を支援し、環境との共生に向けた市民活動の活性化を目指す組織。平成28年3月に設立し、会員間の意見交換会の実施や、SNSを活用し情報発信等を行っている。

おだわらゼロカーボン推進会議

(脚注番号 32) (P. 62, 63)

「青く澄んだ空をこどもたちにバトンタッチしよう」を合言葉に、脱炭素社会(ゼロカーボン)の実現に向けて市民の行動変容を促すことを目的に、市が事務局となり、市民・事業者により構成された組織。

脱炭素社会(ゼロカーボン)の実現に資する取組の調査・研究や普及啓発事業を行っている。

※平成24年5月に設立された「おだわらスマートシティプロジェクト」から令和4年6月に名称変更。

温室効果ガス

(脚注番号 6) (P. 3, 5, 21)

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類等がある。

《か行》

カーシェアリング

(脚注番号 19) (P. 21, 47)

複数の車を多数の人で共同利用する会員制の仕組み。

環境基準

(脚注番号 25) (P. 28, 53, 61)

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい数値基準のこと。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音において定められている。

環境再生プロジェクト

(脚注番号 16) (P. 19)

市民の身近な環境（環境美化活動、緑化活動、里地里山や生態系の保存など）を市民の力で育てるために、仕組みづくり、人材発掘方策及び支援方策を検討・構築する市民主体のプロジェクト。

環境省「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」

(脚注番号 8) (P. 4)

地域の実情に応じた地域循環共生圏の創造に取り組み、その結果を基に全国における地域循環共生圏の創造を強力に推進する「地域循環共生圏づくりプラットフォーム」を構築することを目的とした環境省の事業。

間伐

(脚注番号 10) (P. 12, 56)

森林の混み具合に応じて、樹木の一部を伐採し、残った木の成長を促す作業。林内に適度に光が射し込み、下草などが繁茂するため、土砂流出防止機能が高くなるほか、残った木は幹が太く、生育が良くなる。また、下層植生が豊かになり、多様な生物の生息を維持できるようになる。

かん養機能

(脚注番号 11) (P. 12, 56)

森林の土壌が雨水を地中に浸透させ、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

耕作放棄地

(脚注番号 31) (P. 56, 57)

農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」とされ、農家等の意思に基づき調査把握したもの。

《さ行》

里地里山

(脚注番号 22) (P. 25)

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。

農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた。

循環経済（サーキュラーエコノミー）

(脚注番号 21) (P. 24, 34, 50)

従来のリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再利用）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指す。

生物相

(脚注番号 12) (P. 13, 57)

特定の地域に生息・生育する生物の種類組成のこと。「植物相」（特定の地域に生育する植物の種類組成）と「動物相」（特定の地域に生息する動物の種類組成）を合わせた概念。

《た行》

多自然水路

(脚注番号 24) (P. 25, 56, 57)

水路が本来持っている生物の生息環境や多様な景観を保全・創出し、治水・利水機能と環境機能を両立させた水路のこと。

脱炭素社会

(脚注番号 5)

(P. 3, 5, 22, 34, 47, 48)

地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出量を全体としてゼロとするカーボンニュートラルを目指す社会のこと。

地域循環共生圏

(脚注番号 4)

(P. 3, 4, 20, 35, 36, 37, 39, 42, 44, 56)

各地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

地域脱炭素化促進事業

(脚注番号 30) (P. 48)

地球温暖化対策の推進に関する法律(改正)に基づき、再生可能エネルギーの利用を中心とする地域の脱炭素化のための促進施設の整備と、その他の地域の脱炭素化の取組を一体的に行う事業。

地球環境保全協定

(脚注番号 15) (P. 19)

地球温暖化防止と循環型社会の構築に向けて、事業者と市が共同で取り組むために取り交わす協定。

邸園文化

(脚注番号 14) (P. 18)

本市には明治時代以降に政財界人や文化人が多く移り住み、邸宅と庭園が一体の別荘や別邸が多く造られたことから、当地での生活や交流により培われた営みを「邸宅」と「庭園」を合わせた造語として邸園文化と総称している。

《な行》

二次林

(脚注番号 9) (P. 12)

伐採や山火事などによって破壊された後、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林。

《は行》

プラスチック・スマート

(脚注番号 7) (P. 4)

環境省が平成30年10月に立ち上げたキャンペーンで、世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人、自治体、NGO、企業、研究機関など幅広い主体が連携共同して取り組みを推し進めることを目的とする。

ポイ捨ての撲滅や不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底などのプラスチックとの賢い付き合い方を全国的に推進することとしている。

プラットフォーム機能

(脚注番号 28) (P. 44)

環境保全活動に係る相談・情報共有の場の提供、団体間の調整や仲介をするコーディネート機能、課題解決に向けた協議や調査研究等を実施するなど、活動する市民や団体等が相互に連携を図るための基盤的機能。

保存樹・保存樹林

(脚注番号 23) (P. 25, 59)

都市の美観風致を維持するために、地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹木や樹林を、市の条例により指定し、保存する制度。

《ま行》

マルチベネフィット

(脚注番号 2) (P. 2, 34)

様々な分野、複数の箇所における利益、恩恵、便益のこと。

森里川海ブランド

(脚注番号 27) (P. 43)

小田原の豊かな自然環境の特色「ひとつらなりとなった森里川海」と「その恵みから派生する地場産品、体験、人材や自然的景観など」を地域ブランドとしてPRするもの。

マイクログリッド

(脚注番号 20) (P. 21, 49)

一定規模のエリアで再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等を導入し、災害等による大規模停電時に一般送配電事業者が所有する配電網を活用して当該エリアに電力を供給し自立運用を行う新たなエネルギーシステム。

木育

(脚注番号 29) (P. 46)

子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみを深めることで、森林・林業、木の文化への理解を深める活動及び木材の良さや利用の意義を学ぶ機会を提供したりすること。

《英数字》

BOD

(脚注番号 26) (P. 28, 61)

Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量。微生物が水中の有機物（主に生活排水等の汚れ）を分解したときに消費する酸素量のこと。河川の水質汚染の指標の一つ。

SDGs

(脚注番号 1)

(P. 2, 4, 6, 8, 34, 39, 42)

Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。国連に加盟する 193 の全ての国が賛同して採択された、世界共通の開発目標で、「誰一人取り残さない持続可能な社会」の実現のため 17 の目標を定め、2030 年までの達成を目指している。

市の木
くろまつ

市の花
うめ

市の鳥
コアジサシ

市の魚(淡水魚)
メダカ

市の魚(海水魚)
アジ

第3次小田原市環境基本計画

令和4年7月 発行

小田原市環境部環境政策課

〒250-8555

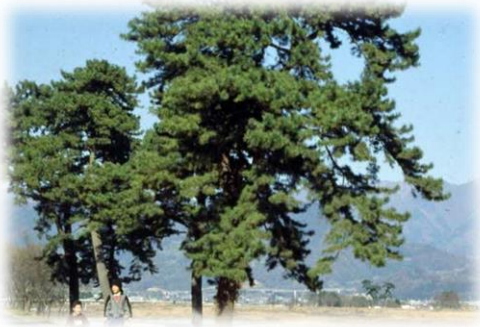
神奈川県小田原市荻窪300 番地

電話0465(33)1473 FAX 0465(33)1487

小田原市ホームページ

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/environ/plan/envi-2022.html>





小田原市